

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録 (5)			
日 時	平成 22 年 10 月 7 日 (木)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 13 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	大竹委員長、高橋副委員長、千葉・鈴木・吹田・菊地・佐藤・ 佐々木・北野各委員		
説明員	市長、木野下・前田両監査委員、副市長、教育長、水道局長、 総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会 事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、吹田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

秋元委員が千葉委員に、大橋委員が吹田委員に、中島委員が北野委員に、井川委員が鈴木委員に、山口委員が佐々木委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党、平成会の順といたします。

民主党・市民連合。

○佐々木委員

◎小樽市労働実態調査の目的について

平成21年度の小樽市の労働実態調査が報告されました。それに基づいて何点か質問したいと思います。

初めに、これが用意できているかどうかちょっとわかりませんが、小樽市の直近の規模別事業所実数がわかれば教えてください。

○（産業港湾）商業労政課長

市内の規模別の事業所数でございますけれども、直近の数字で、平成18年の事業所・企業統計調査の数字となりますが、その内訳といたしましては、平成18年10月1日現在で、従業員数1名から4名が4,154社、5名から9名が1,231社、10名から19名が625社、20名から29名が227社、30名以上が330社となっております。

○佐々木委員

それは18年ですね。現在のところはまだ流動的だと思いますけれども、この調査の内容に入る前に、まず、労働実態調査の目的をお願いいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

労働実態調査の目的でございますけれども、小樽市内の企業における従業員の雇用実態を把握するため、賃金をはじめとした労働条件について調査いたしまして、労働条件の改善や労働力の確保、定着を図るための資料とすることを目的としてございます。

○佐々木委員

具体的な中身に入りたいと思いますけれども、いろいろな調査がありますけれども、次の項目について少し教えてください。

◎育児休業制度の制定事業所について

育児休業制度についてであります。ここに資料としてありますけれども、一つは、育児休業制度の制定事業所が6割を超えると明示されていますが、その内訳についてお知らせください。

○（産業港湾）商業労政課長

育児休業制度の内訳でございますけれども、今回の調査対象事業所600社に対しまして有効回答事業所数が282社となっております。そのうち、育児休業制度のある事業所につきましては67.5パーセント、昨年よりも3.3ポイント増加しております。

産業別で最も高いのは金融・保険業で100パーセント、次いで教育・学習支援業88.9パーセントとなっております。最も低いのは建設業の41.9パーセントとなっております。

○佐々木委員

この育児休業の実取得人数がわかれば教えてください。

○(産業港湾)商業労政課長

実取得人数でございますけれども、男性はゼロとなっております、女性は37名となっております。産業別では、医療・福祉の22名が最も多くなってございまして、規模別は、従業員数が50人以上で22名取得しているという結果になってございます。

○佐々木委員

今の報告では、昨年より3.3ポイント増加しているというのですが、その要因といいますか、分析したことについてどう考えていますか。

○(産業港湾)商業労政課長

昨年より3.3ポイント増加している要因でございますけれども、ワーク・ライフ・バランスの観点で、女性の仕事と育児を両立したいという考え方と、それに対応するための環境が、少しずつですけれども、整備されてきており、企業の理解が深まっていることに起因しているのではないかとこのように考えております。

○佐々木委員

そのとおりだというふうに思います。先ほどの答弁で6割を超える事務所が育児休業制度を使っているとのことですが、この制度がない事業所については、今後どのように進めていくことを考えていますか。

○(産業港湾)商業労政課長

調査の結果、育児休業制度のない事業所のうち、48.1パーセントが今後の導入について検討するという回答をいただいております。先ほど申しましたが、女性も仕事と育児を両立しようという考え方、それから企業の理解の高まりぐあいというところから、今後前向きに検討していただけるのではないかとこのように考えております。

○佐々木委員

育児休業制度がますます職場で定着していくものと思っておりますけれども、定着する度合いについては、今後期待したいというふうに思います。

◎介護休業制度の制定事業者について

次に、介護休業制度について何点か伺います。

介護休業制度の制定事業者は5割を超えると明示してはございますけれども、実態として、その内訳をお知らせください。

○(産業港湾)商業労政課長

介護休業制度の制定事業所につきましては、回答件数の57.2パーセントが制定してございまして、昨年よりも1.4ポイントですけれども、高くなってございます。

産業別では、最も高いのが医療・福祉の77.1パーセントとなっております、次いで運輸業の70.8パーセントとなっております。

○佐々木委員

次に、先ほど育児休業制度の実取得の人数を聞きましたけれども、介護休業制度の取得人数がわかれば、その内訳を教えてください。

○(産業港湾)商業労政課長

介護休業の実取得人数についてでございますけれども、男性はゼロ、女性は6名という回答になってございます。

○佐々木委員

ゼロと6名という数字で、これは平成21年度の実態ですけれども、この取得人数が今後どうなるというふうに考えているのか。私は増えていくものと考えているのですけれども、どのような認識に立っていますか。

○(産業港湾)商業労政課長

今後は増えていくのではないかという見込みについてでございますけれども、全国的に少子高齢化が進んできている状況の中で、これからの小樽市もそういうふうと考えております。

また、介護休暇制度につきましても、本年6月に短期介護休暇制度が始まっております、より休暇をとりやすい状況に向かっていくのではないかとと思われることから、今後は企業の理解の下に介護休業制度の導入が増えることに伴って、取得人数も増えていくのではないかというふうと考えております。

○佐々木委員

◎パートタイム労働者の雇用問題について

労働実態調査では、パート労働の問題についても触れており、6割を超える事業所でパートタイム労働者を雇用している状況であります。そういう中であって、パート労働についてはいつもいろいろと問題になりますけれども、まず、パートタイム労働者の労働条件について何点が聞きたいと思います。

一つは、6割を超える事業所がパートタイム労働者を雇用しており、雇用保険を制度化していると記述されていますが、その内容について詳しく教えてください。

○(産業港湾)商業労政課長

事業所のパートタイム労働者の労働条件の制度化ということで詳細な数字を申しますと、雇用保険を制度化しているところが最も多く、86.6パーセントです。そのほか、例えば労働協約でいきますと53.5パーセント、社会保険でいきますと62.4パーセント、退職金制度につきまちは8.3パーセント、年次有給休暇制度が73.9パーセント、賞与は43.3パーセント、福利厚生制度で33.1パーセントという内訳になってございます。

○佐々木委員

そこで、ちょっと気になる部分なのでございますけれども、雇用保険を使っているところは、先ほどの数字で見ると86.6パーセントです。パートタイム労働者は雇用保険の関係はもちろんですけれども、やはり、気になっているところは社会保険の実態だと思うのです。先ほどの数字で、社会保険の制度を制定しているところは何パーセントですか。

○(産業港湾)商業労政課長

62.4パーセントです。

○佐々木委員

率から言えば半分を超えているわけですが、今後、事業所において、社会保険の制度についてはどういう展開になっていくというふうに想像できますか。

○(産業港湾)商業労政課長

社会保険の制度化につきましても、パートタイム労働者にとっては重要なことだと思いますので、各企業の考え方が異なりますけれども、増えていくことが望ましいのではないかというふうと考えております。

○佐々木委員

労働の実態はいろいろありますけれども、私が今絞ったのは、制度化されたものが定着して現場にしっかり根づいているという動きがあることを理解いたしましたので、あわせて、これからも労働実態調査を基にして、各企業と連携をとって、働きやすい環境条件をつくっていただくように望みます。

◎放課後児童クラブについて

次は、放課後児童クラブの問題です。

放課後児童クラブについては、先日、平成17年度から21年度までのおたる子育てプラン前期計画の21年度事業実績をいただきました。この中に、取り組んだ内容についていろいろと書かれております。特に、21年度の主なものとして、新規に実施した事業、拡大、拡充した事業であるとか、それからもう一つ、未実施の主な事業として、前回の委員会でも質疑が出たと思っておりますけれども、病児・病後児保育に関して懸案になっていたものに取り組み出し

たという報告を受けているわけです。

そういう面ではおおむね17年度から21年度で実施されてきたものですが、次の問題が未実施の状態になっていることがわかったのです。その見解を求めたいと思いますが、まず、小樽市の放課後児童クラブの設置場所と人数、指導員の実態を教えてくださいと思います。

○教育部青木次長

小樽市内で開設している放課後児童クラブの開設場所等についての御質問ですが、まず、学校の余裕教室等を利用して開設している場所が22か所、それから、これは道立でございますが、小樽聾学校での開設が1か所、合わせて23か所が教育部で所管しているものでございます。

今申し上げた23か所の登録児童数につきましては446人、また、指導員数につきましては、平日の指導員が41人、土曜日の指導員が28人の合計69人となっています。

今申し上げたもののほかに、勤労女性センター、塩谷児童センター、いなきた児童館での開設が3か所ございまして、合計26か所の開設となっておりますが、今申し上げた3か所については、登録児童数が64人、指導員については8人という状況になっております。

○佐々木委員

数は増えていきながら、各学校に定着していると。まだ未実施、未設置の2校の扱いはまた聞いていきたいと思いますが、特に未実施の状態になっているもので、今までずっと来ている中に土曜日、夏、冬、春休みのみの児童の受入れの検討ということが平成21年度までずっと来ている。その経過について教えてください。

○教育部青木次長

土曜日や長期休業中のみの児童受入れの検討でございますが、これは、当初、おたる子育てプランの前期計画をつくる際に、保護者の皆さんの中で、例えば午前中だけのパートにお勤めになっていらっしゃる方については、通常の学期中の放課後については在宅という状況なので放課後児童クラブへのニーズがない。ただ、長期休業中になると、午前中に保護者がいないということでのニーズがあったので、一つの検討課題だということでここに載ってございましたが、その後、実施していく中で、長期休業中のみ利用したいという要望については特に聞いておりませんので、この件に関しては、未実施というよりも、ニーズが当初予定したほどなかったという結果になってございます。

○佐々木委員

今、未実施の理由も含めてお答えいただきましたが、放課後児童クラブについてのアンケートをとったことはありますか。

○教育部青木次長

おたる子育てプランを作成する際に、放課後児童クラブも含めて全般的なアンケートを事前にとった経過はございます。

○佐々木委員

その中に、いわゆる土曜日を含めての今の表題の件についてのアンケート集約というのがありますか。

○教育部青木次長

大変申しわけございません。今、その部分のアンケートの資料を……。

（「手元にないということだね」と呼ぶ者あり）

さようでございます。済みません。

○佐々木委員

突然の質問ですから、手元にない部分はいいとして、結果的には、土曜日のみの受入れについて、検討したけれども、結局、未実施になった理由をもう一度お答えください。

○教育部長

実は、前期計画のスタート年度が平成17年度で結構前になります。当時は堺小学校があり、小学校数は28校あったのですが、開設場所としては、学校開設、児童館開設を含めまして23か所と、未設置の部分が結構ございました。そういった関係から、主にその未設置校の保護者から、開設しているほかの学校を利用できないのか、あるいは、休みのときだけでも開設できないのかといった要望があったというふうに認識をしております。それで、この2項目を17年度以降の計画に掲げたというふうに記憶しております。

ただ、その後、私どもでも、例えば、堺小学校が閉校になったときに、当時、3校まとめて女性センターでやっていたものを花園小学校は独自で学校の中に開設する。それから、張碓小学校も当時はなかったのですが、そこも開設する。あるいは、先ほど申し上げました小樽豊学校にも開設する形で、開設校そのものを増やしてきた経過もございまして、その意味では、当初、ここの項目にあげました休みの日、あるいは他校へ行けないのかという部分は、基本的には開設校そのものを増やすということで、相当程度は解消されているのではないかと考えております。

○佐々木委員

今、他校のところに触れましたけれども、平成17年度に掲げた目標ですから、それが進行していく中で、私のアンケート調べで記憶にあるのは、あまり希望する人がいない部分が見受けられた感じはしていたのです。だから、要求のないところにつくっていくことにはなかなかならないということであるとは思っているのですが、これは今後どういうふうになるのですか。

○教育部青木次長

今後のことになりましたけれども、先ほど委員がおっしゃったように、現在、未実施の学校は2校ございます。その学校からは、今のところ開設要望の声が上がっていないということでございますので、今後、開設要望の声が上がって、また、それが一定の人数になりましたら、開設についての検討などもしなければならないというふうに考えております。

○佐々木委員

わかりました。

先に答えをもらっているような感じもしますが、二つ目に校区外（未設置校）児童の受入れを新設という項目がありますけれども、これについての経過をお願いします。

○教育部青木次長

先ほどの部長からの答弁の繰り返しになる部分がございますが、平成17年度当初は23か所での実施について、未設置校の児童については、その近隣の児童クラブで受けることができないかという検討であったわけですが、先ほども申し上げたような形で、実際に設置する学校を増やすことでその問題については解消を図ってきたということがございます。そのような形で対処してきたというふうに考えております。

○佐々木委員

同じ結論が出てきます。未実施の理由を明確にお答えください。

○教育部青木次長

最初に申し上げたところがあるかと思いますが、今回、前期計画での検討課題で掲げたわけですが、検討課題の実態を見たところ、開設については実際にそういうニーズが少ないということとか、あるいは、実施校を増やす形の対処で解消してきたという形をもちまして、この2点については、子育てプランの整理では未実施という表現になってきたというふうに考えております。

○佐々木委員

いろいろと整理をして、私は、これをつくったときの進捗状況や進行管理等は、最初は企画のほうでやっていた

ように思いますけれども、それも含めて整理をしてこれまで取り組んできたことについては評価したいと思います。

平成21年度の締めの部分ですから、それが残っているというのは、しっかりと理由も含めて承知したいと思って質問させていただきました。

◎新型インフルエンザワクチンについて

次に、新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業の決算の関係で何点か質問します。

決算説明書の18ページ、19ページの翌年度繰越額調、いわゆる繰越明許費の関係で、新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費の予算現額、支出済額、翌年度繰越額とその財源内訳が載っております。

そこで、私も数字の確認をしながらちょっと説明を受けないと理解できないなと思ったのは、予算現額、支出済額、そして翌年度繰越額で、普通であれば、予算現額から支出済額を引いた数字が翌年度繰越額になるのかと思っていたのですが、その内容等でいろいろとわからない点もあったので、以下、順序立てて聞きます。

ワクチン費用の部分で、予算現額を1億810万9,000円とした積算根拠を教えてください。

○（保健所）保健総務課長

新型インフルエンザ接種費用負担軽減事業費の予算額、1億810万9,000円の積算についてでございますが、昨年の新型インフルエンザの流行に伴いまして、昨年の10月からワクチン接種を開始しているところです。感染拡大の防止を図るために、多くの方に接種をしていただきたいという意味で、経済的な事情で接種を受けられない方へ、国から低所得者に対する接種費用を負担する事業が決まっております。

この中で、小樽市内につきましては、優先接種対象者の4万8,380人が接種を受けると想定いたしまして、市全体の世帯数に占める非課税の世帯数が36パーセントという数字をいただいておりますので、4万8,380人に36パーセントを掛けました1万7,416人を低所得者対策としての費用として見積もりました。この1万7,416人に、接種費用の1回目3,600円、2回目2,550円の6,150円を掛けまして1億710万9,000円という数字になります。

この接種費用のほかに、接種勧奨をするためのポスター、チラシ製作等の事務経費として、100万円を見ていただきましたので、合計1億810万9,000円という積算になっております。

○佐々木委員

あと、支出済額989万4,545円、翌年度繰越総額1,440万円、この積算根拠をお願いします。

○（保健所）保健総務課長

支出済額の内容についてですが、今答弁いたしました接種費用に関しましては、当初、2回の接種が決められていたわけですが、国でワクチンの効能を検証した結果、対象によっては1回で接種が済むということもございましたので、接種費用として955万6,750円の補助と、これにかかります事務経費の分でポスター、チラシなどをつくりまして、つくったポスター、チラシを各医療機関又は各教育機関等に送付をした費用などとしまして33万7,795円となりまして、合計989万4,545円の支出になっております。

翌年度繰越額につきましては、本年1月時点で、WHO、また国から、はやりました新型インフルエンザが完全終息といえる状況にはないといったことで、ワクチン接種の費用負担軽減事業を新年度以降も継続して行うことが示されました。

この経過に基づきまして、昨年11月から本年2月までの接種者数を考慮して積算いたしましたところ、本年4月から9月までの6か月間の費用を見込みまして、大体1か月600名を6か月間、また、接種の助成券を発行して使用していない方がまだいらっしゃいましたので、その方々の人数を考慮いたしまして1,440万円という金額を今年度に繰越しをしたものです。

○佐々木委員

今話を聞いていると、余ってくるということなのだけれども、余ったワクチンはどういうふう処理されるのですか。

○（保健所）保健総務課長

各医療機関でインフルエンザワクチンを接種するというので、各卸売業者からワクチンを購入しているのですが、医療機関では接種を希望する方の予約をとった上で接種をしていることになっておりますので、基本的に大きな在庫を抱えていることはないと思いますが、このたび、8月30日付けで国から道を経由いたしまして、医療機関で抱えている在庫の返品を受け付けるといった通知が来まして、各医療機関とインフルエンザワクチンを納入した卸売業者の間で回収を行っているというふう聞いております。

保健所で把握はしておりませんが、二つの市立病院に確認いたしましたところ、小樽病院におきましては354人分、医療センターにおきましては98人分のインフルエンザワクチンを回収したという報告を聞いております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○菊地委員

◎簡易水道事業特別会計について

簡易水道事業特別会計について何点かお尋ねしたいと思います。

歳入の水道使用料なのですが、予算額よりも30万円ほど落ち込んでいます。

ちなみに、直近5年間の使用料収入をお知らせください。

○（水道）総務課長

水道使用料の5年間の推移についてですが、平成17年度から順に万単位で申し上げます。平成17年度が7,198万円、18年度は6,911万円、19年度は6,985万円、20年度が7,117万円、21年度は5,870万円となっています。

○菊地委員

次に、諸収入の増減の中身についてお尋ねします。

○（水道）総務課長

諸収入の増減についてですけれども、諸収入は予算に比べまして約500万円の減収となりました。これについては、受託事業収入、これは給水施設工事を小樽市に受託された場合に委託者からいただく収入ですが、平成21年度は実績がなく、500万円の減となっており、これが主なものとなっております。

○菊地委員

この受託事業についてはしばらく実績がないのですが、そのままずっと予算に計上していくのでしょうか。

○（水道）総務課長

毎年500万円の予算がついておりますけれども、実績があったのが平成17年度で、最近の実績はないのですけれども、受託工事の依頼が出てきたことを考えまして予算をつけています。

ただし、毎年500万円の不用額、収入減ということで決算するのも考えものということで、22年度は500万円を200万円に減額しております。

○菊地委員

次に、歳出で、一般管理費の不用額について、その中身をお尋ねしたいと思います。

○（水道）総務課長

一般管理費については、約90万6,000円の不用額を生じておりますが、この主な内訳についてですが、節で言いますと、委託料、備品購入費、需用費について不用額を生じております。

委託料につきましては、浄水場の緊急点検や除雪の委託料の減により約27万5,000円、備品購入費につきましては、新規立地企業分に係る水道メーターの取付け個数が減となりましたので、これで約27万1,000円、需用費につきましては、施設の修繕費の減などによりまして約22万9,000円の不用額が生じたものでございます。

○菊地委員

当別ダムなのですが、平成25年度には供用開始の予定と聞いています。ダムが供用開始された場合は、この簡易水道事業特別会計の仕組みはどういうふうに変っていくのかをお知らせいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

企業団からの用水供用開始後は、小樽市は企業団から水道水を購入することになります。小樽市から見れば水を受けることとなりますので、歳出において受水費という科目を新たに設けることになると考えております。

○菊地委員

その受水費はどのぐらいになるのですか。

○（水道）総務課長

受水費の額なのですが、企業団からの受水単価等が現段階でまだ決まっておりませんので、現時点では受水費の額を算出することはできません。

○菊地委員

先ほど、使用料の推移についてもちょっとお尋ねしたのですが、企業が少なくなっているのか、使う水が少なくなっているのかは分かりませんが、やはり少なくなっていますし、小樽の事情としては、企業が張りついてくれるかどうかというのがありますが、人口減という社会情勢の変化に伴って、当別ダムの需要水量が本当に必要となってくるのかという心配が今でもあると思うのです。

全国で、例えば忠別ダムでは、この水利権を持っている旭川市が、平成19年度の忠別ダムの完成以降、一切利水していないと。国土交通省に対して、毎年、忠別ダムにかかわる維持管理経費の負担金の低減の要望をしているという事情もあります。九州の宮崎市では、田代八重ダムの水利権を国に返還したとも言われています。

ここに至っては、小樽市は当別ダムの水を使うことは本当に必要になってくるのですけれども、例えば札幌市など、この水利権を使わないで、企業団から出ていくことにはたぶんならないのでしょうかけれども、そういった札幌市の事情などがあって、どうしても水が必要だという団体に応分以上の負担がかかってくる心配はないのかということについてお尋ねしておきたいのです。

○水道局次長

将来、水源を確保するため当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団に参画しているのは、小樽市のほかに札幌市、石狩市、当別町であります。

今まで、札幌市の動向につきまして、我々は注視しているのですけれども、札幌市の件につきましては、いろいろな情報が入っています。ですから、石狩西部広域水道企業団の水源は、先ほどお話ししました当別ダムでございまして、札幌市は当別ダムについて、将来必要な水源の確保のほかに、水源の分散化、施設の機能を確保するためなどの水源として、今後、浄水場など既存施設の大規模な改修事業で有効に活用できるものと考えており、引き続き企業団事業に参加していくということで聞いています。そういうことですので、今、我々が聞いている中ではそういうことはないというふうに考えております。

○菊地委員

受水費が幾らになるのかはまだわからないとおっしゃいますが、平成25年度ということになりますと、あと2年です。そういう意味では、今、これからどういうことがされて、いつぐらいまでにこの水の代金というのが出てくるという見通しで考えればよいのでしょうか。

○（水道）総務課長

供用開始が平成25年度ですから、あと2年間しかないのですけれども、企業団からは24年9月がリミットであるということを知っております。それまでには受水費等の額が示されるものと考えています。

○北野委員

◎広田まゆみ道議の発言について

最初に、市立小樽病院の不良債務等にかかわる北海道議会での議論について伺います。

10月4日、北海道議会予算特別委員会で、民主党の広田まゆみ道議の質疑が、市立小樽病院の不良債務やこれに関する小樽市議会の質疑にかかわり、道民医療、命を守る観点から看過できないものである旨の発言がなされています。小樽市議会にとって、それこそ見過ごすことのできない内容であるのですが、理事者側は事のてんまつについてどういうふうには押さえ、どう対応されてきたか、詳しく説明を求めます。

○総務部長

今、御指摘のございました10月4日の北海道議会第3回定例会予算特別委員会第一分科会におきまして、民主党の広田道議からの何項目かの質疑の中で、起債許可のあり方について、特に市立小樽病院の新築にかかわる道の判断基準を求めたものに、小樽市が進める新市立病院建設に関する経過の中で、若干、事実と異なる発言、認識不足の部分といったものがありました。

これを最初に発見したのは、実は御本人のブログでそういう発言があったのを見つけて、そういう中身を知ったわけですが、同日、小樽市でも委員会をやっている最中でありましたので、同日の夕刻に、この中身ににつきまして、あくまでもブログの中身でしかありませんでしたので、民主党・市民連合小樽市議会議員会を通じて、その中身についてどういうことなのか、釈明を求めたという経過が当日のものであります。

翌日、御返事がありまして、中身としては、不適切な発言として御本人が発言を取消されたということで、実質上、会議録にはない状態になっております。私も、正式にはどんなやりとりだったのか、正式な文章としてはないのでわからないのですけれども、そういう形での申入れがありました。そういう形で、今現在は発言がなくなった状態になっております。それが一連の経過でございます。

○北野委員

詳しく説明していただきたいと言ったのですけれども、肝心のことについて、項目は述べたけれども、中身が説明されていない。もっと詳しく説明してください。

○経営管理部長

広田道議の質問指摘事項の内容だと思いますけれども、総務部長から答弁申し上げましたように、私も、「広田まゆみの自由自在」というブログですか、そういう書き込みの部分を見ただけですので、その範囲で申し上げますと、総務部長の答弁と同様に、全体的に根幹にかかわる部分での事実の誤認といえますか、確認がされていないような内容が随所にあったという印象がございます。

事例といえますか、これも短い文章の中だけでするので、詳細のコメントをするのがいいのかわかりませんが、大きくは、起債の制度についての認識がやはり若干違うのではないかと一つございます。それと、不良債務を解消するため一般会計でさらなる負担、税負担のことなんでしょうか、それや経費削減が必要だという認識がございますけれども、その辺も織り込み済みの財政健全化計画で市は動いておりますので、それも若干違うのということです。

それから、建設の予算が総務省のガイドラインを大きく逸脱していると書いてありますけれども、基本的に、基本設計を上げるときの工事費の積算については、ガイドラインのQアンドAを基にして国立病院機構の病院建築標準仕様を使っておりますので、むしろガイドラインに沿った形で行われているということです。

あとは、ちょっとこれも定かでないけれども、再編・ネットワーク化協議会が開かれていないような書き方も見られますので、そういうところもちょっと確認がなされていないのかというふうに考えてございます。

○北野委員

総務部長の先ほどの説明で、翌日に返事があったというのですが、それはいつですか。

○総務部長

私どものところに、返事というか、発言が取消しになりましたと御本人が、それは、午前中、昼近くに。

（「何月何日の」と呼ぶ者あり）

10月5日、その翌日ですから6日の昼近くになってです。

○北野委員

委員会で発言しているのは10月4日月曜日です。4日です、4日。4日の議事録に載っているのです、ちゃんと。北海道議会の議事録をあなた方は見ないのですか、ブログだけで。ブログで見たら、どういう質問をしたのか、議事録を見るのは当然ではないですか。そういう努力はされていないのですか。

○総務部長

この件に関しては、私どもが初めて承知をしたのは10月5日の昼ごろです。これは、たまたま広田道議のブログでそういう御質問があったことがわかったという前提ですから、その中でも、私どもはすぐに予算特別委員会が入っておりましたので、その日の委員会終了後、まずは中身を確認しようということで申入れをしたということです。

ですから、我々としては、ブログでおおむねの内容はわかりましたので、今、病院局から説明がありましたとおり、いわゆる内容的に疑義がありましたので、そういう形でいろいろと申入れをした。そして、翌日に返事が来た、そういう流れです。

○北野委員

そうすると、返事をいただいたというのは、だれからいただいたのですか。

○総務部長

小樽市議会の民主党・市民連合を通してお話をしましたけれども、翌日、民主党・道民連合ですか、そういった立場で道議会議員の方からこういった形で取り消しましたという返事が来たということです。

○市長

私は、昨日、池田道議から、直接、不穏当な発言の部分については削除しましたという話があって、引き続き、民主党の議員会長から、大変申しわけないことをしたと、謝罪のメールがありました。

ただ、それだけで済みませんよということは言うておきました。謝罪すればいいという話ではないでしょうと言っておきました。

○北野委員

そうすると、発言された御本人からは市長に一切釈明等がないということですね。

○市長

そのとおりです。

○北野委員

この問題は、10月6日に、先ほど総務部長が言われたように、取消しの申入れがされているのです。これは予算特別委員長あてに出しているのです。聞くところによると、本会議で確認することらしいのですが、その仕組みはそういう理解でいいですか。

○総務部次長

今の発言の取消しの手続等でございますけれども、先ほどちょっとそういうお話もお聞きしましたので、北海道の議会事務局に確認をしようとしたけれども、御存じとおおり、今、向こうも議会が開会中のため、その部分の確認ができておりませんが、道議会の会議規則等を見ますと、予算特別委員会で整理される形になるのではないかと思います、申しわけありませんが、今、そういう事情で手続根拠等についての確認はできておりません。

○北野委員

この問題で、市長の側の取組にちょっと私は疑問があるのです。

ブログを見た。これはちょっと看過できない。問題意識を持つのはいいですよ。本来であれば、そうであれば、市長とも相談して、市長から直接、民主党・道民連合なり、あるいは当の本人である広田まゆみ道議に取消しや謝罪を求めるのが筋だと思うのです。どういうわけで全然関係のない、同じ党派というふうにおっしゃっているけれども、なぜ小樽市議会の民主党・市民連合にげたを預けるといふか、善処方を要望したのですか。

○総務部長

先ほども説明しましたとおり、当日、あくまでも我々としては広田道議のブログで発見したのが事実です。まずは、そのことの真意、本人の真意だとか、あるいは、あの中にはたぶん質問全体が網羅されておりませんでした。ですから、どんな中身なのかという全体像、それから釈明があるのかどうかということを含めて、とりあえず正式にアプローチする前に民主党・市民連合を通して、広田道議御本人でもいいですし、道議会開会中ですから、その中での一定の向こうからの回答を待とうと、それを持ってから我々は正式に動くという形で、当面、申入れをしたということなのです。

○北野委員

だから、そういう動きが順序としてちょっと解せないのです。普通は直接行くというのが本当なのですよ。道議会開催中であればなおさらのことです。今、民主党の山口議員が傍聴されているけれども、昨日、山口議員に聞いたら、いい迷惑だと、おれらと一緒にするなと私に言っていました。それは当然だと思うのです。

だから、どうして御本人に直接言ってやらないのか、ちょっと私は解せないのです。

（「北野さん、同じ認識で言っているやつがいるぞ」と呼ぶ者あり）

山口議員が違うと言うから、名誉のためにわざわざ私がここでしゃべっているのだから、感謝されても文句を言われる筋合いはないですよ。

やはり順序がちょっとおかしいということだけは指摘しておきます。

それで、委員長、この問題については小樽市議会の名誉にもかかわることです。もう、ブログで一度出ているわけですし、議会で質問したという事実もあるわけですから、こういうことで、先ほど病院局からもありましたけれども、小樽市議会の質疑が、病院問題で道民の医療とか命にかかわっていかかということもあるから、そういうことについて、取り消したからそれでいいとは思わないと思うので、市長はそれでおさまらないという話はしたとおっしゃっていますし、議会にもかかわることですから、このことについては理事会で検討していただきたいということをお願いしておきます。よろしいですね、委員長。

○市長

私も、これを読みまして、非常に不可解であります。したがって、本日付けで民主党・道民連合議員会会長あてと本人あてに、今回の質問に至る経過、それから、真意について釈明しろという文書を出しましたので、そういう対応をとっております。

○北野委員

だから、市長がそうおっしゃっているから市議会でも同じなのです。市議会の名前を上げて、名誉にかかわることになっているわけですから、意見調整の際の理事会でこの取扱いについて検討してほしいと、私は、議会としても市長と同じスタンスで要望すべきだというふうに思います。

委員長、計らってください。

○委員長

北野委員に申し上げますが、今言われましたように、後の理事会でということであれば、それはそれでいいです。もし必要であれば、この場で理事会を開くこともあり得ることなのですから、あなたの言われるように、後で意見調整の理事会で開いてくれということで、そのようにさせていただきたいと思います。

（「今、休憩して開いてもいいですよ」と呼ぶ者あり）

○北野委員

それでは、決算にかかわって何点かお尋ねいたします。

◎まちづくりについて

最初に、まちづくりについてですが、平成21年第1回定例会の市長提案説明で市政執行に臨む所信を述べられています。その中で築港のウイングベイ小樽と稲穂1丁目再開発施設の再生について述べていますが、市長はどういうふうな21年度取り組んでいきたいと説明し、それを受けて、それぞれどういう協力、努力をしてきたのか、経過を具体的に説明してください。

○(総務)企画政策室長

ウイングベイ小樽の問題と申しますか、OBCの問題についての御質問でありますけれども、この問題につきましては、現在、産業港湾部と企画政策室と調整しながら進めているということで、企画政策室から答弁させていただきたいと思っております。

御存じのように、OBCにつきましては、平成20年に債権の問題について合意がなされたわけですが、その後、スポンサー企業の撤退等によりまして、特定調停の継続が困難ということで一回取り下げた経緯があります。これが平成21年8月でございます。

その後、市としてどのような対応がされたかということでございますけれども、市といたしましては、平成21年3月、それから9月の2回にわたりまして、市長とOBC社長との面談の場を設けまして、一つにはOBCの税の滞納の問題もございまして、今後、納税の問題も含めまして、どういった経営再建を図っていくのか方向性を示してほしいという話し合いをさせていただいたということでございます。

一方、どういった協力ができるのかということでございますけれども、現在、私どもとOBCとの間での協力等の問題につきましては、一定程度、これからの動きとして、OBCとの間でテナントなりスポンサーなどが決まって、具体的な動きが見えた中で求められるかと思っておりますけれども、現在のところ、重立った動きがないということで、今のところ具体的な協力を考えているものではございません。

○(産業港湾)田宮主幹

稲穂1丁目再開発施設の再生への取組についてであります。小樽市といたしましても、今後の施設再生に向けて、できる限りの支援に努めてまいりたいと市長が表明されました。そして、平成21年度に入りまして、施設を管理する小樽開発がこの再建会社を通じましてディベロッパーと施設の一体的な活用に向けて交渉を続けてまいりました。

小樽市の支援についてであります。さまざまな再生資金を検討する中で、小樽開発から市に対しまして、国の補助金メニューを活用できないかといった御相談がありましたので、北海道経済産業局からアドバイスをいただき、小樽開発に伝えるなどの協力を行ってまいりました。しかし、残念ながら、売買契約にまでは至らず、本年2月には、金融債権者より、小樽開発と北海道丸井今井の持ち分について競売の申立てが行われまして、2月17日に競売開始決定がなされました。現在、札幌地裁において入札に向けた準備が進められております。

また、小樽開発におきましては、資金繰り難から、本年4月19日に破産手続の開始決定がなされまして、現在、破産管財人が施設の任意売却に向け努力をされているところであります。

市といたしましては、破産管財人に対し、施設の活用に当たりまして、行政としても積極的に協力する旨を伝えてあるところでございます。

○北野委員

主幹に伺いますが、国の資金の導入はできなかったのでしょうか。その原因は何なのですか。

○(産業港湾)田宮主幹

先方のディベロッパーの事情によるものでございます。

○北野委員

次に、政府の自治体に対する方針、重要なことが幾つかありますから、伺います。

昨年 の 第 1 回 定 例 会 で、市 長 は、国 の 地 方 分 権 等 の 動 き に つ い て 説 明 し て お ら れ ま す け れ ど も、こ れ は 昨 年 3 月 だ す。そ の 後、政 権 交 代 が 行 わ れ て 民 主 党 政 権 に な っ て い る わ け で す が、自 民 党 政 権 の と き の 地 方 分 権 の 方 向 と 民 主 党 政 権 に な っ て か ら の 基 本 的 方 向、こ れ が 具 体 的 に ど う な っ て い る の か、こ れ を ま ず 説 明 し、そ れ に 対 す る 市 長 の 側 の 対 応 に つ い て 説 明 を し て く だ さ い。

○（総務）企画政策室上石主幹

義 務 づ け、梓 づ け な ど の 見 直 し に つ き ま し て は、平 成 19 年 4 月 に 発 足 さ れ ま し た 地 方 分 権 改 革 推 進 委 員 会 か ら、こ れ ま で 国 と 地 方 の 役 割 や 権 限 移 譲 な ど も あ わ せ ま し て、第 1 次 か ら 第 4 次 ま で の 勧 告 が 出 さ れ て お り、民 主 党 政 権 に な っ て か ら は、21 年 10 月 に 第 3 次 勧 告 が、21 年 11 月 に 第 4 次 勧 告 が 出 さ れ て お り ま す。

そ れ で、20 年 12 月 に 出 さ れ ま し た 第 2 次 勧 告 に お い て、条 項 単 位 で 整 理 さ れ ま し て、第 3 次 勧 告 に お き ま し て は、そ の 具 体 的 な 見 直 し 措 置 等 が 示 さ れ て お り ま す。

こ の 勧 告 を 受 け ま し て、昨 年 12 月、政 府 は、地 方 公 共 団 体 か ら 要 望 が あ り ま し た 事 項 を 中 心 に 地 方 分 権 改 革 推 進 計 画 を 策 定 し、こ の 計 画 に 基 づ き ま し て、地 方 主 権 改 革 の 推 進 を 図 る た め の 関 係 法 律 の 整 備 に 関 す る 法 律 案 が 国 会 に 提 出 さ れ ま し た が、現 在、国 会 で 継 続 審 議 と な っ て お り ま す。

こ の こ と か ら、今 後 も 関 連 法 案 が 国 会 に お い て 可 決 さ れ、関 係 省 令 が 整 備 さ れ る な ど、国 の 動 き を 注 視 し て 情 報 取 集 に 努 め て い き た い と 考 え て お り ま す。

○北野委員

そ う す る と、現 政 権 の 下 で ど う い う ふ う に な る か は ま だ 見 え な い と 理 解 し て よ ろ し い で す か。

○（総務）企画政策室上石主幹

今、来 ま し た 地 方 分 権 改 革 推 進 計 画 が ま ず 第 1 弾 と い う こ と で、当 初 は 6 月 に 国 会 を 通 り、そ の 関 係 省 令 が 本 年 9 月 ま で に 整 備 さ れ、各 自 治 体 が 委 任 さ れ る も の に 関 し て は、各 自 治 体 が 条 例 を 整 備 し て 平 成 23 年 度 か ら 行 う こ と に な っ て お り ま し た が、継 続 審 議 に な っ て い る こ と も あ り ま し て、こ れ が ま ず 具 体 的 に 見 え て い な い 状 況 に な っ て お り ま す の で、そ の 状 況 に 応 じ て、我 々 と し ま し て も す ぐ に 対 応 で き る よ う に と 考 え て お り ま す。

○北野委員

わ か り ま し た。

そ う い う 点 で 注 意 を 払 っ て い た だ き た い の で す が、こ の 勧 告 が ど う 出 て く る か わ か り ま せ ん け れ ど も、地 方 に と っ て 不 利 な こ と は、当 然、反 対 の 意 見 を 述 べ た り 改 善 方 を 要 望 し な け れ ば だ め で す か ら、あ わ せ て そ う い う こ と に も 注 意 を 払 っ て お い て い た だ く こ と を 要 望 し て お き ま す。

◎市税、地方交付税の平成21年度決算について

次 に、平 成 21 年 度 決 算 に 関 し て 伺 い ま す。

同 じ く、市 長 は、提 案 説 明 で 市 税、地 方 交 付 税 に つ い て 予 算 編 成 に 至 っ た 経 過 を 申 し 上 げ て お り ま す が、ど う い う こ と で 21 年 度 の 当 初 予 算 に な っ た の か を 説 明 し、そ れ に 基 づ い て 決 算 が ど う で あ っ た の か、金 額、そ の 評 価、そ れ を ま ず 説 明 し て く だ さ い。

○（財政）市民税課長

平 成 21 年 度 当 初 予 算 編 成 の 考 え 方 と 決 算 額 と の 差 異 の 要 因 に つ い て で あ り ま す が、市 税 収 入 の 見 積 り に 当 た り ま し て は、原 油 や 原 材 料 の 高 騰 に よ る 景 気 悪 化 の 影 響 か ら、企 業 収 益 の 減 少 や 個 人 所 得 の 減 少 が 予 測 さ れ る こ と、そ れ と 3 年 に 一 度 の 土 地 家 屋 の 評 価 替 え の 年 に 当 た る こ と な ど か ら、前 年 度 予 算 に 比 べ て 3.0 パー セ ン ト、約 4 億 7,000 万 円 減 の 149 億 3,000 万 円 の 市 税 収 入 を 計 上 し た と こ ろ で あ り ま す。

具 体 的 な 税 目 で 申 し 上 げ ま す と、個 人 市 民 税 に つ い て は、個 人 所 得 な ど の 減 少 傾 向 を 勘 案 し ま し て、前 年 度 予 算

に比べ1.8パーセント、約9,400万円の減と見込みましたが、引き続き景気低迷の影響などにより予想以上に個人所得が減少したことから、予算額に比べ1億7,300万円の減となりました。

法人市民税については、郵政民営化に伴い、19年度途中で設立された企業からの税収の影響が大きく、21年度当初予算編成時にはまだ年間ベースでの申告実績がなかったことから、法人税割についての予想が困難であったため当初予算に計上できず、その他の企業の企業実績を基に勘案し、前年度予算に比べ7.5パーセント、約9,000万円減と見込みましたが、郵政関連企業から前年度と同額程度の申告があったため、予算額に比べ約2億7,400万円の増となりました。

固定資産税、都市計画税については、土地・家屋の3年に一度の評価替えの年に当たることなどを勘案し、前年度予算に比べ3.0パーセント、約2億4,100万円の減と見込みましたが、土地価格が下落したことや、家屋については新築等が減少したことなどから、予算額に比べ約5億円の減少になるなど、市税収入全体では予算額に比べ2.8パーセント、約4億1,200万円の減になったものであります。

○（財政）財政課長

同じく地方交付税に関することですが、平成21年度予算編成に当たっての地方交付税の見積りにつきましては、国の地方財政計画で示される伸び率を参考にするとともに、市債の元利償還に対する交付税措置などを勘案し、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税総額を対前年度比で3.1パーセント増、金額にして5億1,200万円増の167億1,900万円と見込んでいたところですが、平成21年度決算では、約172億8,400万円となっているところ です。

決算額が当初予算額を上回った主な理由としまして、普通交付税における基準財政需要額で、本市が見込んだ以上に生活保護に関する費用ですとか、妊婦健診費などの保健衛生に関する費用が多く算入されたこと。また、基準財政収入額では、市民税のうち、法人税割と固定資産税の減額が本市の見積りよりも大きいものとして算入されております。

したがいまして、単純に申し上げますと、見積りよりも支出が多くて収入が少ないという算定がなされ、普通交付税が約4億7,000万円予算を上回ったということでございます。

○北野委員

一方、歳出でありますけれども、人件費等の義務的経費はどうなったか、それから、建設事業費については、不用額についても触れてお答えいただきたいと思います。それから、一般管理経費の削減等の努力はどう行われたかということ。これも、市長が提案説明で慎重に述べていますから、それらも紹介した上でお答えください。

○（財政）財政課長

まず、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の当初予算額に対する決算額の増額とその要因でございますけれども、まず、それぞれの経費の平成21年度予算編成に当たっての見積りにつきまして、人件費については職員数の減などによりまして1.1パーセントの減、扶助費では被保護世帯数の増加などによる生活保護費の増などによりまして2.7パーセントの増となっております。公債費は公的資金借換え額の減などにより7.9パーセントの減と見込みまして、これらの義務的経費の合計では、対前年度比1.1パーセント減の約329億8,500万円見込んでいたところでありまして、21年度決算ではこれら義務的経費の合計で約322億2,000万円となりました。

決算額が予算額を下回った主な理由としましては、まず、扶助費におきまして生活保護費における医療助成費や市立保育所運営費負担金、介護給付費などにおいて予算時の見積りを下回ることとなり、結果として扶助費全体では前年度を上回ると見込んでいたものが同程度で済んだ状況であります。

また、人件費につきましては、給与や職員手当などの職員給与費が約1億3,300万円の減となっております。

さらに、公債費につきましては、公的資金の借換えが当初予定した額を下回ったことや、市債及び一時借入金の利率が当初予定していた率を下回っていることから、約1億2,000万円の減となりました。

この結果、これら義務的経費につきましては、当初予算と比較して約7億6,500万円の減になりました。

次に、建設費についてでございますけれども、建設費の平成21年度予算編成に当たっての見積りですが、本市における厳しい雇用情勢の改善に向けまして、その対策として公共事業費の増額や前倒しなどを行い、対前年度比8.8パーセント増の約13億1,900万円を計上したところでありますが、21年度決算では約16億9,300万円となりました。

決算額が当初予算額を上回った主な理由としましては、国の補正予算に対応して本市としましては、補正予算を計上して地域活性化・経済危機対策臨時交付金をはじめとする各種交付金の活用によるロードヒーティング更新事業や小・中学校の情報教育等設備整備費、港湾公害防止対策事業などを実施したことによりまして、当初予算と比較して約3億7,400万円の増になりました。

建設費の不用額でありますけれども、主なものとしましては、土木費のロードヒーティング更新事業費で約1,300万円、河川整備事業費や臨時市道整備事業費で約2,600万円、消防費の消防署朝里出張所建設事業費で約5,300万円の不用額が生じております。この要因につきましては、予算段階における見積りを設計段階に精査することで減額になるということや、工事の入札差金が発生するといったことが主な理由だと考えています。

最後に、一般管理費についてでございますけれども、一般管理費の当初予算編成の考え方につきましては、それぞれの経費を積み上げるという形で見込みを立てておりますので、厳しい財政状況を踏まえまして事業の必要性、緊急性、効果などについて可能な限り精査し、対前年度比10.6パーセント減の約8億8,500万円を計上したところでありますけれども、21年度決算では約13億400万円になりまして、当初予算に対しましては4億1,900万円の増となりました。

決算額が当初予算額を上回った主な理由としましては、国庫支出金等に係る超過交付額の返還金が約1億6,800万円増となったこと、地域経済活性化等推進資金基金、あるいは小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金などの積立てといったものが約2億8,600万円の増となったことでありまして、これらを合わせまして4億5,400万円になります。こういった経費はいずれも補正予算で対応します特殊な事案であるということです。したがって、こういった要因を除きますと、本来の一般管理経費が逆に当初予算額を下回る決算だったということでございます。

○北野委員

今の答弁で、消防署朝里出張所で5,300万円と言いましたか、不用額は。消防本部に聞きますけれども、この詳しい説明をしていただけませんか。

○（消防）総務課長

消防署朝里出張所の建設事業費の不用額の内訳でございますが、債務負担分については、建築主体工事で約1,300万円、機械設備工事で約3,000万円、電気設備工事で約500万円の不用額が生じております。

また、平成21年度計上分としましては約500万円の不用額があり、今、財政課長から答弁のありました約5,300万円が生じております。

○北野委員

それは事前にも聞いたのだけれども、わずかな朝里出張所の建設にかかわって5,300万円も不用額が出るのは、今、説明は聞きましたけれども、ちょっと普通の不用額より大きいから、どんな予算計上の仕方をしたのかというふうに疑問に思うのです。だから、今いろいろ説明されましたから、その中身に立入って、もう一度わかるように御説明いただけませんか。

○（消防）総務課長

不用額の詳しい原因でございますが、初めに、建築主体工事につきましては、設計段階で過度に豪華な施設はつからないという節約をした上で、入札差金が生じております。

機械設備工事につきましては、当初、ボイラーを設置し、建物全体を集中暖房とする予定でございました。ただ、

職員との話し合いの中で、個別暖房のほうが使いやすいということがありまして、ボイラー設備、配管等をすべてやめまして、個別の暖房を採用することで、この機械設備工事についての差金が発生しております。

電気設備工事につきましては、当初、車庫の出入り等の安全対策のために監視モニターを各所に設置することを予定しておりました。それが、今現在は市販で販売されておりますホームセキュリティー用の監視カメラ、モニター等で十分監視ができるということで、設備をかえた部分で電気設備工事の節約で約500万円の不用額が発生しております。

それから、平成21年度計上分の約500万円の主な原因は、外構工事において、当初は1,150万円かかるという見積りでの予算計上をしておりましたけれども、実際に工事をしましたところ、のり面、それからアスファルト舗装等々をした結果、約400万円の不用額が発生しまして、結果としまして合計で約5,300万円の不用額が発生したとなっております。

○北野委員

支出を抑えるために大変努力をされて頑張ったのはいいのですが、そういうことは予算の段階である程度見ることが可能でなかったのかと素人なりに思うのだけれども、予算編成上、それは不可能だったのですか。

○（消防）総務課長

今、委員から御指摘のありましたとおり、本来であれば予算計上の段階で精査をして予算を組み立てるべきという御意見は私どもも十分理解いたします。

ただ、先ほど集中暖房のお話をさせていただきましたけれども、銭函支署や消防署にしましても、火災現場に行くと、ぬれた体で帰ってきますので、やはり、真冬ですと非常に寒いということで、当初は24時間庁舎を暖める集中暖房を採用したいと考えておりましたけれども、建設部といろいろな協議をしました結果、個別暖房でも庁舎に帰ってきました十分に暖をとれるという設計もあるという中で、本当はボイラーで全館の暖房にすれば一番いいのですけれども、それでなくても、十分、防災施設として職員が使うのに不便がないという結論に達しまして、いろいろな変更をさせていただいたということです。

○北野委員

努力をされてこられたようですから、特にどうこうということは申し上げませんが、そうでなくても決算になればがばっと不用額を出すわけだから、予算編成の段階で可能な限り適正な見積りをするという努力は引き続き行っていただきたいという要望だけはしておきます。

監査委員に伺いますけれども、今の消防本部とのやりとりですが、結局、こういうことが随所にあるのだけれども、これは前田監査委員に聞きたいのですけれども、監査委員として、そういうことを監査委員の審査意見書からはちょっとうかがえないのだけれども、私は斜め読みしたから、ここに書いてあるというのなら、おまえの不勉強だと言って御指摘いただければと思います。なぜ掲載しなかったのか、理由を述べてください。

○前田監査委員

理由を述べろと言われても……。

（「何で指摘しなかったのかということです。予算編成はもっとちゃんとしなさいと。」と呼ぶ者あり）

予算編成は、恐らく、当然、今の答弁等で一生懸命やったのだと。その見積りというか、予算計上した今の流れの中で、やはり一生懸命努力をした結果が実情に合ったというか、消防署の関係で言えば現場に合ったものをこしらえたということで不用額が生じたことで、結果としては悪いことではなく、いいことであったということです。指摘事項としてはなかなかないのかと、いいことであるならば。

○北野委員

消防本部が今説明した内容を、あなたは今初めて聞いたわけでしょう。それを私もいいと言いましたよ。だから

とって、妥当だからということで載せなかったなんてことにはならないでしょう、論理的に。あなたが初めて聞いた話なのに。だから、何でそういうことを、不用額ががばがば出ることについて、予算編成上との絡みで指摘がないのかと聞いているのです。

（「前田監査委員に聞いているのですよ」と呼ぶ者あり）

○木下 監査委員

一応、予算の関係は、市長部局と議会で決められますので、我々としては、支出が適正になされているのかということを中心に審査し、それに対しての意見を述べているわけで、予算がこうだあだという、その辺の権限は私どもにはないのではないかと考えています。

○北野委員

心もとない話を聞かされて、ちょっとがっかりしています。

◎介護保険事業について

次に、介護保険事業についてであります。提案説明で市長が述べたことが決算ではどうなったか。決算額と、そうなった理由について説明をしていただきたいと思います。

特に、歳入は、保険料や介護従事者基金の取崩し、あるいは介護給付金、こういうのはおおむね予算どおりということですが、歳出では大幅に不用額を出している。なぜ大幅に不用額が出たのか、その理由を説明してください。

○（医療保険）介護保険課長

市長の提案説明では、介護保険事業におきましては、3年に1度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込み等を勘案し策定した結果、保険給付費は2.6パーセント増の122億1,044万9,000円、介護予防推進のための地域支援事業費は10.8パーセント増の1億7,430万円となりましたが、保険料につきましては、介護給付報酬改定等による増加を介護従事者処遇改善臨時特例基金の取崩しにより抑制するとともに、介護給付準備基金の取崩しを実施し、11.3パーセント減の19億5,710万円と見込み、基準月額で4,387円と前期に比べ510円引下げとなる予定でありますという提案説明をしております。

平成21年度の決算状況でございますが、予算額の122億1,394万9,000円に対しまして、決算額は119億7,658万1,281円と不用額が2億3,736万7,719円生じております。

不用額の主な理由としましては、地域密着サービスの整備が当初より遅れたことが一つで、これが約4,000万円です。また、高額医療・高額介護合算制度が初年度のため、医療保険者の勤奨が遅れ、今年度の申請が見込みより少なくなっている部分が約5,300万円です。また、療養病床の利用者が見込みより減となった部分で約6,600万円です。4点目としまして、居宅サービスの利用が見込みより少なくなった部分が6,600万円です。その他として約1,200万円ありますが、これらの理由で不用額約2億3,000万円が生じております。

○北野委員

持ち時間が経過したとのことなので、そうしたら、病院事業もあるので、介護保険事業ももう少し聞きたいのだけれども後で個別に聞くことにして、病院事業だけやりたいと思います。

◎病院事業について

病院事業についても同じく、市長が提案説明で病院の運営をどうするかということを含めて説明されておりますが、予算全体に対して病院の決算はどうなったか、主な点に触れて説明をしてください。

○（経営管理）吉岡主幹

市長提案説明の内容では、一般会計から過去の不良債務解消分約9億円を含む20億7,150万円を繰り入れることとしますが、本年1月に策定した小樽市立病院改革プランを具体的かつ着実に実行して、効率的な事業運営を図るとともに、引き続き公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上に努めてまいりますと説明しております。

平成21年度の当初予算では、1,000万円単位で申しますが、医業収益が85億円、収益的収支全体では8億円のプラ

ス、総収支合計では2億1,000万円のプラスを見ておりまして、年度末の不良債務額につきましては7億9,000万円の予定でございました。

決算額は、医業収益が76億4,000万円と大幅に減少しておりまして、このほかに資本的支出の中の年度途中での看護師の中途退職が1億円ありまして、これらを含めると、決算では、最終的な収支といたしましては、年度末の不良債務残高を見ますと11億6,000万円で、当初予算に比べまして不良債務額は3億7,000万円増えております。

前年度と対比いたしますと、不良債務の残高といたしましては、2億9,300万円圧縮した額で11億6,300万円となっております。

このように、不良債務の額につきましては、前年度に比べまして圧縮はしておりますけれども、一般会計からの不良債務解消分を約9億円いただいておりますので、9億円と3億円との差で約6億円、不良債務の解消については予定よりも進んでおります。

○北野委員

私が次に聞くことを答えてしまったね。

市長からは、不良債務を平成21年度は9億円減らせということで、9億円を含んで20億円以上のお金を一般会計から持ち出したと。ところが、今、主幹の最後のほうの説明で、圧縮額は3億円近い額ですか、二億何ぼとおっしゃいました。だから、9億円減らせとやったものが全然届いていないと。その理由は、医業収益が上がらなかったからだ、予定どおりできなかったということなのですか。

○（経営管理）吉岡主幹

今の6億円の差が出た主な要因としての最大のもは、やはり医業収益が予定していたよりも伸びなかった。

（「予算額より幾ら少なかったの、医業収益は」と呼ぶ者あり）

医業収益総額では、入院収益と外来収益を合わせた額で8億6,000万円が当初の予定額よりも少ない、そういう状況です。これは正規の医師数について、当初予算での見込みと実際の人数との差によって患者数が伸びなかったところが大きく影響してきております。

○北野委員

これは、各会派の議員も経営状況を大変心配して、それでは平成21年度の決算を受けて22年度はどうなのだといったら、ついせんだってまでは、胸を張って、大したいいと言っていたのだけれども、22年度の見通しについてお聞かせください。

○経営管理部次長

平成22年度予算は、新しく事業管理者を迎えて初めて当初予算を組みましたが、その時点で、医師の補充が難しい中で、医師の補充を期待した予算ではなくて、現状に合わせて予算計上をさせていただいております。その中で、21年度と22年度、これまでの経緯を比較しますと、8月までは何とか、医業収益については21年度に対して増を保っております。あと、費用につきましても、診療報酬の改定で薬価が下がりましたが、その分の値下げについても交渉をして、一定の薬価差益は確保できるということで、今のところ、予算どおりの執行、予算を少し上回る執行ができていると思っております。

ただ、本年は若干暖かかったこともありまして、特に医療センターの脳疾患、心疾患の患者が、8月、9月で若干落ちていますが、今後、医師が小樽病院で1名減っていることもありまして、その辺はもう一踏ん張りということを経理から各スタッフに声をかけていただきながら頑張ってもらいたい。何とかこの状況を続けければ、22年度に不良債務の解消はできるのではないかと考えております。

○北野委員

話だけ聞いて、そのとおりでとすれば安心できるのだけれども、実際には病院で相当な努力をされていても、9月から医師が1人いなくなった影響はちゃんと出てくると思うのです。それを病院局長から号令かけて努力して、

そのマイナス分をカバーできるのか、平成22年度の当初予算を確保できるのかということを実践的に考えた場合、心配なのです。

だから、頑張るといいことですから大いに頑張っていただきたいと思うのだけれども、今の次長の説明だけでは、私が今指摘した心配は残るわけですから、この点についてはいかがですか。

○経営管理部長

私はもとの第二病院の時代から通算しますと、病院絡みで10年目になります。その間、ずっと病院を見てきて、確かに、今、次長から述べたとおり非常に厳しい決算となっておりますけれども、私の感想から言うと、よくここで踏みとどまったというのが実際の感想です。やはり、平成19年度の基本設計を中断した後の体制が崩れていく中で、20年度は非常に厳しくて、21年度は少し挽回しようということでの予算でしたけれども、結局、そのままの推移で収益が下回った。

ただ、一昨年までは両病院がばらばらの病院で非常に苦勞されたところで、昨年、統括部門のリーダーということで局長がいらして、非常に精力的に動かれた部分の成果はあったと思っております。

今年度に入って、今、次長も言いましたけれども、前年実績を上回っているのも一つの格好と思っております。

それと、実は看護師の採用試験の面接で、新病院になるから試験を受けに来たという看護師も実際に出てきております。あとは、やはり医師が減る中で、ただ頑張れ、頑張れでは埋まらない部分もありますから、今までも議会で答弁してきたと思えますけれども、インターネットのサイトも含めた医師確保に今動いております。病院局長の話では、今、基本設計に入っておりますから、実施設計へと進んでいく中で、職員のモチベーションが高まっていくことと、大学の医局の反応も変わってきているということもありますので、やはり医師を充足していくことが基本だと思っておりますので、そこを基本にして頑張っていきたいと考えております。

○北野委員

まだ注文つけたいことはあるけれども、時間がなからやめます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時39分

再開 午後 3 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○鈴木委員

◎広田まゆみ道議の発言について

先ほど共産党の北野委員から御指摘がありました、市立小樽病院の不良債務にかかわる道議会の件につきまして、私ども自民党でも昨日から大変論議をしております。そういった中で、最初に、この発言等につきましては大変遺憾であるということをお述べさせていただきたいと思っております。

具体的に言いますと、先ほどお話にありました平成22年第3回北海道議会定例会予算特別委員会におきまして、民主党の広田まゆみ道議が、削除はされましたけれども、その中身について要約しますと、私どもの議会につきまして、議会として説明責任がなされていない、そして看過できない、簡単に言いますとこういうことを言われました。私どもとしましては、市立病院に関しましての議論は本当に尽くしているつもりですし、また、説明責任も果

たしているというふうに自負しております。

先ほどのやりとりの中で大体わかりましたけれども、不明な点が二つありますので、その点をお聞かせ願いたいと思います。まず、今回、2010年10月6日の民主党の広田まゆみ道議のブログで、民主党会派から削除を求める旨の要請があり、削除したと書かれております。先ほど、市長もおっしゃいましたとおり、不適切な部分がありましたので、その部分は削除いたしました。民主党・道民連合から指摘があったというふうになっているのですけれども、削除理由が不適切というのはどういう意味なのか。不適切と言いますと、事実誤認とか、越権とか、いろいろな部分があると思うのですけれども、まず、その事実誤認ということで不適切であったという答えがあったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○総務部長

昨日からの短い時間で、電話でのやりとりですから詳細についての話をしているわけではありません。そういう意味で、私どもの指摘をした部分の一つ一つについて電話でやりとりをしたわけではありません。我々にとっては、全体として事実誤認、若しくは認識不足の部分があるというのが全体を通してあるというお話をしました。その中で、向こうからの回答が、不適切な部分は削除しましたと来ていますので、まだ詳細についての確認はしていません。ですから、御本人がどんな理由で、もちろん御本人がみずからの名前で申請したのですから、御本人が認めて削除したのだと思いますけれども、我々としては、まず、その段階しか聞いておりませんので、今後のやりとりでどんな中身なのかをもう少し詳細に聞くことはできると思いますので、それはしていきたいと思います。

○鈴木委員

それから、我が党では、やはり、削除されたからといって、それでいいのかという論議になりました。それは、先ほどの市長の御答弁で、ちゃんと抗議をして、文書を出したということでございますので、できれば、その文書を後の理事会に提出していただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○総務部長

それは、そうさせていただきたいと思います。

○委員長

決算特別委員会でございますので、その問題につきましては具体的な問題でないにしても、そういうことがありますので、議会对議会という形で対処していかなければならないという思いはしております。

○鈴木委員

これは最後のお願いになるのですけれども、インターネット等での引用についてです。

広田道議のブログにつきましては、当然、削除されたわけでございますから、引用については自重していただきたいとか、削除していただきたい旨を、インターネットのホームページ上でなるべく早目に上げていただきたい旨を言っていただきたいと思うのです。

実際に、これを引用しまして、どんどんインターネット上で公開されております。今、この部分について、いくら御本人のブログで削除されようが、ひとり歩きをする状態になっているので、発信元から、やはりそれは困るということを言っていただかなければならないと思うのですが、その件についてはどう思われますか。

○総務部長

本日付けの文書も、民主党・道民連合と御本人にも出しております。御本人と接触する部分もあると思いますので、そういう意味も含めてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○鈴木委員

ということで、適切に対処していただけると思います。ましてや、またこちらのほうでもいろいろ議論をするということで、今後の推移をよく見守りたいと考えておりますので、この件につきましては、ここで終わらせていただきます。

◎姉妹都市提携について

それでは、姉妹都市提携につきまして説明をしていただきたいのですが、決算説明書の134ページに姉妹都市提携委員会交付金がございます、決算額が120万円となっています。

まず、本年から江西区と姉妹都市提携をしましたけれども、これは入っていないと思いますので、ナホトカ市並びにダニーデン市につきまして、この中身を教えてくださいたいと思います。

○（総務）相庭主幹

姉妹都市提携委員会に対しましての120万円の交付金でございますが、これは市長をはじめ、議会、それから経済団体で構成しております姉妹都市提携委員会に一括して交付しております。平成21年度の120万円を含めまして、姉妹都市提携委員会として行いました姉妹都市及び友好都市の事業といたしましては、ナホトカ市への少年少女使節団の派遣事業。それから、ダニーデン市からの少年少女使節団の歓迎事業、それから、この時点で江西区も友好都市になっておりまして、この事業を対象としておりますので、江西区に対しまして派遣いたしましたサッカー少年使節団、これを中心といたします使節団の訪問事業を行っております。

○鈴木委員

江西区との姉妹都市提携につきましては近々のことですので、この決算でも、今の姉妹都市の部分しか触れておりませんのでいいのですが、ナホトカ市、そしてダニーデン市ですが、姉妹都市提携した経緯をかいついで教えてくださいいただけますか。

○（総務）相庭主幹

まず、ナホトカ市との姉妹都市提携は昭和41年9月にしております。ちょうど44年前になろうかと思います。この経過につきまして、ナホトカ市は日本海を隔てて相対する貿易港を持っていることがございまして、対岸貿易の振興を図るとともに、両市の経済的・文化交流を通じて日ロ両国間の相互理解と友好親善に貢献する目的です。当時はソビエトでございましたけれども、当時の安達与五郎市長がソビエトを訪問した途上、ナホトカ市に寄りまして、その際に姉妹都市提携の調印をしております。

それから、ダニーデン市とは昭和55年7月に姉妹都市提携をしております。これにつきましては、小樽港がラム・マトンの輸入港に昭和41年から指定されておまして、ニュージーランドからラム肉が上がっていたというかわりの中で、ニュージーランド大使館を通じまして、人口、まちなみ並びに歴史等が似通ったまちとして紹介をいただいたのがダニーデン市でございまして、友好親善、両市の発展に寄与することを目的に姉妹都市の提携をしたところでございます。

○鈴木委員

120万円ですから決して大きな数字ではないと思っております。そういった中で、最初に姉妹都市を結んだときの経緯と、それから、例えば、どうなりたいかということがあったと思うのですが、その達成度と言ったら何ですけども、当初はこう思っていて、今はこのぐらい、そして予算額がこのぐらいで今済んでいる理由を教えてくださいたいのです。

○（総務）相庭主幹

現在は120万円になっておりますが、以前は数百万円という時代もあったように承知しております。

ただ、一つは、先ほど申し上げましたように、当初の目的は経済的なビジネスチャンスといったものも文化交流と並んであったというふうに理解しております。例えば、ダニーデン市との関係では、そういった都市の名前をつけたレストランですとか、また、その中での物品やグッズの販売といったものもあったところですが、現在におきましては、そういったビジネスがなかなか両市の間にはないこともございまして、次代を担う少年少女使節団の文化交流が中心になっております。そういったこともありまして、現在の事業をする中では、こういった金額になっているというふうに理解しております。

○鈴木委員

当初は、文化や人的交流も含めて、もちろん経済交流もできればという思いがあったと思います。それがなかなか実を結ばない、だからといって必要ないとは思っておりません。それは、脈々とやっていっていただきたいと思うのですけれども、まず、今、先方の考え方といいますか、特に、ナホトカ市もダニーデン市もそうなのですけれども、こちらからのアプローチというより、向こうからのアプローチというか、考え方は、今、どういう形をお持ちでしょうか。

○（総務）相庭主幹

先ほど申しあげましたように、両市の間でビジネスがなかなかできない現状もありまして、相手方のダニーデン市、ナホトカ市も含めまして現状を見ると、基本的に直ちに広がるのは難しいということで、先方の意向といたしましても、当面は少年少女使節団の文化交流を中心に進めていきたいという意向でございます。

○鈴木委員

それを受けてということになるのでしょうかけれども、小樽市としましても、その点は、逆にこちらからの提示というか、どういう方向にしていこうということはございますか。

○（総務）相庭主幹

こちらも、ビジネスチャンスといいますか、経済的な交流を全く捨てるということではないと思います。ただ、当面は、少年少女使節団の文化交流を中心に進めていく中で、またビジネスチャンスといった芽が見つかった状況におきましては、関係部と連携をとりながら、そういった芽を育てていくことに対応していかなければならないというふうに考えております。

○鈴木委員

これは、決算というか、平成22年度の予算額は350万円ぐらい計上しておりまして、確かに、10月のダニーデン市訪問も含まれてくるかと思えます。金額的にはかなり大きくなっていますけれども、要するに、ソウル特別市江西区に、ある程度、姉妹都市提携のメーンを持っていくお考えなのか、それとも、今までのところはそのまま続けていきつつということなのかお聞かせ願いたいのです。

○市長

3市と姉妹都市となりましたので、どこのまちと重点的ということではなく、それぞれ従来からの都市についてはその経過がありますから、それはそれで、毎年、年の初めに、本年の交流計画をどういうふうにやりましょうかとお互いに協議をして事業を進めていますので、その中でそれぞれ合意した内容で交流を進めているということです。どこのまちと特にどうするということではなくて平等に対応したいと思いますし、江西区は、どちらかという一番近いですから、これはこれから交流が深まっていくという感じはしています。いずれにしても、それぞれ特徴がありますから、それぞれのまちに応じた対応をしていきたいと思えます。

○鈴木委員

お聞きしたいところはまさにそこなのです。今回、ソウル特別市江西区についてはかなりスポットライトが当たっております。何となくナホトカ市とダニーデン市の議論がさえなくなるというか、薄くなっているようにお思いの方もいるかと思うので、そういうことではなく、三者三様にきっちりやっていくということを確認したいと思うのですけれども、それでよろしいですか。

○市長

何回かダニーデン市などには行きました。ただ、行くだけではなくて、行った中には、商工会議所の会頭や議長もいるわけですから、その中で、向こうのそういったメンバーともいろいろな話合いをしまいいりました。その中で、いろいろな交流の話もしてきましたけれども、特に、何と言っても、教育文化の交流、あるいは子供たちの交流、青少年の交流といったことが主眼になって話が進んでいく状況であります。そのほかには、スポーツの交流と

かです。ですから、商工会議所の方も出てきますけれども、なかなか経済交流まではいきづらい面がありますので、先ほど申し上げたとおり、それぞれのまちと毎年交流計画をお互いに確認し合いますので、その中でということです。

○佐藤委員

◎小樽市の橋梁点検について

それでは、先般、大雨災害による被害はなかったものの、橋梁については大丈夫かという市民の声がありました。そんな声も含めて、今、小樽市ではこういうことでやっていて大丈夫だということを言いたいと思いますので、そのあたりのお話をさせていただきたいと思います。

決算説明書の86ページに、橋りょう点検委託業務費として441万円があります。まず、この概要についてお知らせいただきたいと思います。

○(建設)建設事業課長

橋りょう点検委託業務費の441万円の概要でございますけれども、小樽市におきましては、全部で135橋の橋梁を管理しており、平成20年度から橋梁点検を実施しております。20年度につきましては、直営、委託を合わせて32橋の点検を実施しております。残り103橋のうち、21年度につきましては、26橋の橋梁点検を実施しているところでございます。また、その内容でございますけれども、橋梁の鋼部材、鉄の部分でございますけれども、それらの腐食や亀裂、コンクリート部材におきましては、ひび割れ、漏水、鉄筋の露出、床版のひび割れ、路面の凹凸、下部工の変状などの点検を実施しております。

○佐藤委員

103橋のうちの26橋が平成21年度ということですが、これは何年までに全部終わらせる予定なのでしょうか。

○(建設)建設事業課長

橋梁点検の予定でございますけれども、平成20年度から実施しておりまして、23年度までに135橋の点検を終える予定でございます。

○佐藤委員

既に終わっているものの中で、補修が必要であろうというものに関しては、今のところどれくらい把握されていますか。

○(建設)建設事業課長

補修で把握している状況でございますけれども、橋梁点検の目的は、落橋等により重大な事故が起きるような部分を想定いたしまして、橋梁点検を行って橋梁の長寿命化修繕計画を作成するものでございます。その点検により通常の維持・管理で行える部分で、ボルトの破損とかについては随時補修している状況でございます。申しわけないのですが、件数については、今、手元に資料がございません。

○佐藤委員

手元に資料がないということですので、もし資料があれば、また後日いただきたいと思います。

もう一つ、決算説明書の190ページで、橋りょう補修費が30メートルで54万6,000円となっております。今、お話しいただいたように、できるところからできる部分をやっているという話を聞きましたけれども、この30メートルについては、総メートル数しか記載されておりませんが、箇所としては何か所ぐらい見られたのでしょうか。

○(建設)建設事業課長

54万6,000円の橋りょう補修費の内容でございますけれども、これにつきましては、勝納川にかかる奥沢中央橋と上の橋の表面の水を下に落とす配水管がありまして、その配水管の補修延長が30メートルでございます。

○佐藤委員

直接、橋梁にかかわる補修の部分ではないという認識でよろしいのですか。

○（建設）建設事業課長

橋梁そのものではなく、附属施設について補修したということです。

○佐藤委員

橋梁そのものに関する補修は、平成21年度にはありましたか。

○（建設）建設事業課長

私の記憶では、なかったと思います。

○佐藤委員

平成21年度について補修が必要だと思われた箇所についてはありませんか。

○（建設）建設事業課長

平成21年度で必要かという部分につきましては、橋梁全体の21年度の詳しい資料が今はございませんので、ちょっと難しい答えになるかもわかりませんが、今年度、一部の橋で床版の鉄筋が露出しているところがございます。今年度の橋りょう補修費で高島橋を予定してございます。

○佐藤委員

随時必要な箇所をやっていかれるということですので、そういう意味では市民に不安を与えないようにぜひお願いしたいと思います。

◎小樽の歴史と自然を生かした地域景観づくり検討事業費について

続きまして、小樽の歴史と自然を生かした地域景観づくり検討事業費についてお伺いします。

決算説明書の196ページに865万4,000円という数字が載っておりますけれども、この金額の内訳、概要を含めてお知らせいただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

小樽の歴史と自然を生かした地域景観づくり検討事業費の内訳ですが、865万円のうち、委託料として786万5,000円を支出しています。また、事務費としては77万9,000円となっております。

委託業務についてですが、小樽市では、平成20年度に景観計画を策定しまして、21年度に小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の改正、施行をしております。次の課題といたしましては、屋外広告物条例の制定を考えておまして、その基準を検討するための業務となっております。また、あわせて旧国鉄手宮線沿いの空間整備の検討も行っております。

○佐藤委員

屋外広告物条例については、平成24年度の制定を目指して、今現在、取り組まれていると。建設常任委員会でも仙台市に視察に行った経緯がありますけれども、ここでやはり問題になったのは、当然、看板の色、色彩の話ですか、その大きさが大変な検討課題になっていたと。

小樽市内の観光施設の方にお話を聞いても、特に運河沿いについては、私のところでは市役所のお話を聞いて、その部分については自粛したつもりだけれども、原色で大きなものが近くにあることについては大変不公平感を感じるというお話をいただいています。これから新設されるものに関してはこれから制定される条例の中で規制をかけられるのでしょうかけれども、既設のものに関する認識についてはいかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

色については、色合い、明度、彩度という三つの構成で色ができています。今、御質問で堺町周辺ということがございましたが、我々は、現在の届出の中でも、高彩度のものについてはなるべく彩度を低くしてもらいたいということを首尾一貫してお願いをしています。どういった看板かわかりませんが、一応、我々としてはそうい

った基準で統一しております。

今、新しい基準を考えておまして、それについては、市全域を彩度10以下と考えております。それについては、先ほど申しましたように、現在の条例でも高彩度のものについては避けておりましたが、今回の案については、それを数値化するというのが大きな特徴かと思えます。

現在あるものが将来的にその基準に合致しなければどうするかという問題がございますけれども、それは、経過措置ということで、一気に変えるのはなかなか難しいことから、看板の改修時点でそれと一緒に改修していただきたいといったことを今は考えております。

○佐藤委員

彩度の問題や大きさもありますけれども、一つ重要だと私が感じるのは、小樽のイメージカラーをどうするのかということです。よくレンガだとか倉庫の色だとか、運河、海の色だとか、そういうことをいろいろと連想させることを考えて、ひとつ統一してはどうかという話もありますけれども、その辺に関して、今まで検討されていた中での話はどのようなのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

当然、高彩度のものはだめということとあわせて、今現在、まち並みに調和した形での建物とか工作物はそういった形で指導していますし、看板等についてもまち並みを壊さないような色合いについて、そういったことで指導していきたいと思えます。

○建設部小紙次長

小樽のイメージカラーにどのように配慮するかということでございます。これまでも、小樽のイメージカラーといえますか小樽アンバーといわれる石づくりの景観というものが、小樽のイメージカラーとして定着してきているという流れが一つあります。

ただ、建物については、一定程度、そういったものを基調としながら色彩について誘導していくことはこれまでやってきたところでございますけれども、広告物につきましては、いわゆる企業カラーという一つの企業のイメージカラーを逆に持っていて、統一的にそれらすべてを、今お話ししました小樽のカラーにするのは難しい部分がございます。

その中で、一定程度、そういう企業カラーを許容しながら、全体的にはあの建物と同じように小樽のイメージを壊さない形で広告物を上げていただくというお願いをしていく必要があるだろうということで、今回の屋外広告物条例を制定するに当たっての基準について、その辺の考え方が盛り込まれる形でつくっていききたいというふうを考えております。

○佐藤委員

今お話が出ていました企業のイメージカラーを含めて、当然、屋外広告物は企業を象徴する一つだということがあります。あまり規制が厳しいと小樽への出店はちょっとどうかということを冗談まじりにおっしゃる業者の方もいるのですけれども、その辺の配慮についてはいかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

いろいろな御意見がございます。それで、我々でつくった案について、11月から小樽景観区域、都市計画区域の地権者に説明会を開こうと思っておりますので、そういったところで意見をいろいろお聞きすると。それから、条例制定に当たっては、パブリックコメント等の手続きがございますので、そういった中で、また御意見をお聞きしたいと思えます。

○佐藤委員

11月から景観区域等、パブリックコメントを含めてということですが、それが議会に示されるのは大体いつごろと考えておられますか。

○（建設）まちづくり推進課長

今、やろうとしているのは、歴史景観区域の地権者にその案を示して御意見を伺うといった中で、その案がもし変われば景観審議会等に報告をして、その案を修正することになる可能性もあります。

そういった場合、その辺の作業を経て整理されたものを議会に示すことになります。

（「いつごろまでにお考えですか」と呼ぶ者あり）

なるべく早い時期ということ考えております。

○佐藤委員

そうすると、いろいろな経緯がありながら、ある程度煮詰まったものを11月に出していくということですから、12月の第4回定例会ぐらいにお示しいただけると認識してよろしいのですか。

○建設部小紙次長

今、課長から話をいたしましたように、11月に説明会を開催いたしますので、その中での資料等については、当然、常任委員会にも、結果報告としてこれまでも公告物の考え方については、逐次、説明させていただいておりますので、その中で示すことができるのではないかとこのように思っています。

ただ、最終的には、いろいろと手続がありますので、できるだけ早く示したいと思っておりますけれども、流れについては、逐次、議会にもそういった形で説明したいというふうに思っています。

○佐藤委員

よろしくをお願いします。

それと、この検討事業費のもう一つの柱であります旧国鉄手宮線の整備についてですけれども、今年度、文学館・美術館との一体化を含めた各地域における駅舎のパスも含めて提示していただきましたけれども、旧国鉄手宮線に関して、この検討事業ではそれ以外にも検討されているのか、できる、できないは別として、提案する、しないは別として、旧国鉄手宮線活用懇話会ではどのようなことが議題として出てきたのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

旧国鉄手宮沿線の検討ですが、ちょうど文学館・美術館の向かいに景観を阻害しているというような、そういった区域を対象にシミュレーションをしてみました。ただ、検討した箇所が私有地ということもございまして、今後は、開発行為が起こった際に、そういった景観誘導に活用したいということで考えてございまして、現在、市がそこで何かするというものではございません。

○佐藤委員

今言った、今年度出していただいたパス以外にも、旧国鉄手宮線の活用としては懇話会で議題として出てきて、それについてどうするかということはどうもちょっと煮詰めないと話ができないという認識でよろしいですか。

○建設部小紙次長

旧国鉄手宮線活用懇話会は、今回発注したシミュレーションとはまた別に、手宮線沿線をこういった形で将来整備していくかについていろいろと御意見をいただいたということで、活用計画を策定するための委員会という位置づけでございます。

ただ、今の文学館・美術館の前のシミュレーションをした部分については、懇話会でも話題として上がっておりますので、その中で、今、シミュレーションをこんな形で考えているのだということも示した中で、一定程度、建設当時の建物といいますか、そういったもので再生が図ればよいという意見は出た経過がございます。

○佐藤委員

総合計画の前期実施計画の5年間で、旧国鉄手宮線については、取得も含めて考えていくという形で、既に予算を含めた形で総合計画のものをいただきましたけれども、その中で当然検討されたものを出していくような考え方でよろしいですか。

○（建設）まちづくり推進課長

今、総合計画に上げている予算は、旧国鉄手宮線本体の事業費ということで考えております。それにつきましては、今、事業手法等を北海道と打ち合わせで協議しておりますので、その採択基準等を情報収集している最中です。

ただ、その周辺になりますと、その金額には含まれていない事業費ということになります。

○佐藤委員

今日は決算特別委員会なので、将来的にどうするかという話はなかなか、ここにはそぐわないと思いますけれども、楽しみにしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎ふれあい収集について

初めに、ふれあい収集についてお伺いをしたいと思います。

事務執行状況説明書で、ふれあい収集については503件という件数が出ておりました。この5年間の件数の推移を教えてください。

○生活環境部副参事

ふれあい収集につきましては、平成17年4月にスタートした事業でございます。

17年度末の実施件数は195件、18年度末は257件、19年度末は334件、20年度末は400件、21年度末は503件となっております。

○千葉委員

平成21年度が503件ということですが、申込みの理由について内訳を教えてくださいませんか。

○生活環境部副参事

まず、平成21年度3月末の503件のうち、70件が休止という状態ですので、実際に収集している433件での理由内訳について答弁いたします。

高齢者であり、また歩行困難等の理由によるものが165件、身体の障害によるものが85件、認知症によるものが14件、家族看護を理由とするものが2件、病気などその他の理由を含めての167件で、合計433件となっております。

○千葉委員

申込みから収集までの流れについて教えてくださいませんか。

○生活環境部副参事

申込みから収集までの流れでございますが、まず、申込みは電話でも、またヘルパーなり介護士を通じての連絡等でも結構ですが、申込みがあった時点で、私どもで申込受付書用紙に住所、氏名、内容を若干お聞きします。その後、私どもは2名体制で本人の御自宅に伺いまして、介護士やヘルパーがいる場合は、その方々立会いの下、また、家族等が来られる場合は家族等の立会いの下に、内容を聞き出しまして、ステーションまでのごみ出しが世帯として困難となった場合には、この認定後から私どもで収集している状態でございます。

○千葉委員

他都市でもいろいろふれあい収集がやられていますけれども、小樽市は間口が広くて非常に助かっている方が多いと思うのです。先ほどの推移を見ても、増加の傾向が非常に高いと思うのですが、実際に今は収集体制が確保できているのかどうかと、今後増え続ける傾向で推移する件数に対して十分な体制を整えられているのかどうかもお聞かせ願いますか。

○生活環境部副参事

まず、今までの推移でございますが、平成17年度は195件だったものが21年度末には503件と2.5倍ほどに伸びていて、最近の傾向としましては年度ごとに大体2割近く延びている状況でございます。

そういう中にありまして、21年度までは1日1台体制を専門に置きまして、あと、遠隔地におきましては配置している廃棄物処理指導員が手助けしていた状態でもございましたけれども、件数も増えてまいりましたので、22年度からは1日体制が1台、午後から専門に1台をつけて、1日1.5台という流れで今は進めています。今後、件数が増えることに伴いまして、収集体制が今後の課題になることと考えております。

○千葉委員

そうしますと、503件、今、休止のところもありますけれども、1日に換算すると80件ぐらいで回っているのかと思っております。収集の確保をお願いしたいということもあるのですが、もう一つ、ふれあい収集の特徴として、安否確認をなさっているというお話もお伺いしました。実際にどのように行われているのか、教えていただけますでしょうか。

○生活環境部副参事

このごみ収集におきましては、ふれあい収集という名前をつけているように、ただ単にごみを収集すればいいというものではなく、相手方に高齢者が多い、又は病弱等の方が多いということで安否確認も含めたふれあいということの意味合いで行ってございます。

方法といたしましては、まず、ごみを収集した場合に、大抵、玄関先に出ているわけでありまして、そのごみが出ていないにかかわらず、必ずインターホンなり、ドアをノックするなりして相手方に声をかけて収集することにしております。予定日にごみが出ていなかったり、また、ごみが出ていても相手の応答がない場合には、電話をかけたり、また介護関係の事業所等を通じて、例えば本人がどこかへ出ているとか、そういう安否確認ができるまで追いかけていくこととしておりまして、それでも追いつかない場合は、高齢者見守りネットワーク等を通じて安否確認の状況をお知らせすることにしております。

○千葉委員

申込みの段階で、例えば緊急連絡先を把握するような内容の確認はしているのでしょうか。

○生活環境部副参事

連絡先は、家族関係では、兄弟や親戚関係、そのほかに包括支援センターの担当職員等々を確認し、二重三重の連絡体制が確保できるように連絡先をいただくように努めております。

○千葉委員

今、聞いて大体の内容はわかったのですが、ごみ収集の受付ですとか、緊急連絡先を聞いているですとか、また安否確認についても、声がなければ確認されるまで追っていくというしっかりした体制をとられているのですが、ちょっとホームページでふれあい収集の内容を見ますと、本当に二、三行で単純に対象者と詳しくは電話してくださいという内容だけで、今のような流れが全く載っていないのです。それで、やはり、高齢者がもしこういう収集を要望するとすれば、意外と一緒に住んでいない家族とか遠方にいる子供だとか、こういうことをやっているのであれば、うちの母親はどうだろう、父親は使えるのだろうかということ、そういうふうに行うのかと思っておりますので、ぜひ、ふれあい収集については、もう少しホームページ上での手続ですとか、内容ですとか、しっかりと網羅した形でやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○生活環境部副参事

ただいま御指摘のありました点については、私どもも指摘されました点をもう少し詳しく出さなければならないということで、今後も改善に努めてまいりたいと思っております。

○千葉委員

ぜひよろしく願いいたします。

◎町会活動支援員制度について

それでは次に、町会活動支援員制度について、簡単に何点かお伺いをしたいと思います。

市長が 3 期目を迎えるに当たって、町会からの要望を受けましてこの支援員制度ができたのかというふうに私自身は認識しております。発足からの支援員の人数の推移と、この支援員の方々が所属している町会数の推移も含めてお示し願えますでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

町会支援員制度は、平成19年10月に発足したわけですけれども、19年の発足当時の支援員は49名、20年度は46名、21年度は46名、22年度は45名となっております。

町会数そのものは153町会で変わりなく、今言った支援員を配置している町会に応援をしている形になっております。

○千葉委員

そうしましたら、実際に平成21年度に支援員が支援した件数と具体的な内容について若干教えていただけますでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

平成21年度の町会活動支援員の活動状況ですけれども、大きく分けて町会行事、地域イベントの支援、それから市への要望等があるわけです。

まず、町会行事等については38件ありました。具体的には、総会、役員会への出席、それから地域の清掃活動のお手伝い、廃品回収の手伝い、中には子供みこしへの参加ということで地域の手伝いをしました。

それから、市への要望事項としては14件あります。不法投棄とごみの回収、道路の維持補修、それから側溝の取替え、除排雪の要望、あとは自宅への砂袋の配付依頼です。こういうことがありまして、21年度の活動としては52件です。

○千葉委員

これは町会から非常に強い要望があって発足した制度だと思っておりますけれども、先ほどの支援員の人数を聞きますと、本来の支援員制度の趣旨からすると、前進しているというよりは、若干後退きみという印象があります。その辺についてはどのような見解でしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

町会活動支援員制度を発足して支援員の数が横ばいだということでございますけれども、支援員の業務としては、先ほど説明しました町会行事、地域限定の支援、それから市への要望事項の受付、町会等の連絡調整、そのような業務が主でありまして、町会に対しては、事あるごとにPRも兼ねて何とか町会活動支援員制度を活用してほしいということも申し上げてはいますが、153町会ありまして、各町会で温度差もあるのでしょうか、なかなか要望が上がってこないということで結果的には横ばいの状態でございます。

○千葉委員

要望が上がってこないということで、そもそもこの制度ができた当初は、要望が上がってきたところだけに行くということだったのでしょうか。ちょっと認識が違っているのかもしれませんが、本当に町会も高齢化して、役員が不足して、またマンパワーが少ないから、市長と町会長の話で、市と地域のパイプ役として職員を送ってほしいという趣旨だったと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○市長

今、話のあったとおり、年に何回か町会長と懇談した中で、なかなか町会の役員をやる人がいないと、それで町

会は困っている、そして町会の役員自体が高齢化しているので、何とか市の職員が町会に入ってきてくれないかという強い要望があったものですから、そのような趣旨で、今おっしゃったように、平成19年10月からこの制度をつくったのです。けれども、なかなか町会自身が乗ってこないというか、会合の都度、この制度をPRして、ぜひ言ってください、いつでも職員を派遣しますから、推薦しますからと言うのですけれども、今お話があったように横ばいで、なかなか増えていかないところがあります。

ですから、町会自身の考え方もあるでしょうけれども、その辺は支援員のあり方そのものをもうちょっと検討する必要があろうかという感じを持っていますので、もう少し検討して、また新たな体制の中で進めていきたいと思っています。

○千葉委員

今、市長から御答弁をいただいたのですけれども、最初はぜひ入ってもらいたいという要望だったのに、そういう制度ができれば、なぜ要望が来ないのかと。今、町会の単位というのも、地域によっては町会自体の機能が衰退しているところもあれば、共同住宅のように、町会に所属をしないで自治会としても十分そういう機能を同じように持って動いている地域もあるということで、地域によって非常にばらつきが出ているのかと思っています。

ただ、今は支援制度の話なので、その趣旨から言うと、市長が要望を受けて、市民との協働で何とか地域の、いろいろな安全・安心面で地域に非常に大きな役割を担っていただいているので、そういった中において町会活動支援員制度が町会になかなか浸透していない、これからまたその協議に入るとおっしゃっていますが、やはり、そこに住んでいる職員の意識もあると思うのです。

今後、高齢化が進む中で、職員が何かしら、前に質問したときには、学校へ行っている子供がいる方たちは、保護者として学校教育関係とかスポーツなどにかかわっているというお話もあったのですけれども、積極的にかかわっていく職員をどんどん増やしていただきたいという意味で質問をさせていただいたのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○生活環境部長

先ほど市長からも答弁がありましたように、町会活動支援員制度を平成19年10月に立ち上げて3年たっておりますので、ここで数が伸びていかないという部分も含めて、一定程度の精査をしなければならない時期に来ていると思います。

まず一つはPR不足という部分です。市長も言いましたとおり、毎回のようには町会長と集まる会議でPRしているのですが、なかなか伸びていかないというのは、PR不足で、まだまだ足りないのかと思います。直接、町会長とお話しして、どうだいという意見を聞き入れて制度を変えていくとか、また、実際に町会では支援員が入ってうまく回っていかない部分もあるのかもしれませんが、そこら辺の温度差といいますか、私どもが考えている町会とのあり方の違いを一度整理していかなければならないと思います。

私も支援員をやっております。ちなみに、私は余市町に住んでおりますので、全然違う町会の支援員をやっております。自分の地域である町会であろうがなかろうが、やはり市役所としては今後も町会と強いきずなで連携していかなければなりませんので、スムーズに何でも伝え合えるように、進んでいけるように風通しをよくしていきたいと考えています。

山田市長がこの支援員制度を立上げたときに、いろいろな理由がありましようが、当時は財政が逼迫していたときですから、まさに金は出せないけれども、人は出すという趣旨からすると、小樽の制度としてはうってつけではないかと考えています。新しい市長になりましたもこの制度は続くと思いますので、今後の推移を見てまいりたいと考えています。

○千葉委員

お金は出せないけれども、人は出すと言ったのは知らなかったのですけれども、今のミスマッチというのは、私

も地域に入って非常に感じているところで、町会の役割というか、行政が考えている役割とは若干のミスマッチが至るところであると思うのです。それは、ぜひ中に入ってお話を聞いていただいて、改善して、より有効な支援制度に育て上げていただきたいということを希望しまして、質問を終わりたいと思います。

○高橋委員

◎広田まゆみ道議の発言について

先ほど北野委員から広田まゆみ道議の発言についてる質問がありました。

私もブログを確認させていただきましたけれども、意見として市議会のことが載っていますので、これは我が党としても看過できないと。内容については、議事録が手元にありませんので、これが正確に一語一句どうかというのはここで議論はできません。ですけれども、先ほども言ったように、小樽市議会という固有名詞が出ているわけですから、我が党だけでなくほかの党もそうだと思うのですけれども、これはしっかり議会として対応していきたいと考えております。

1点、これを確認した時点で、市長はどのように受け止められたのか、率直な感想を伺いたいと思います。

○市長

このお話を聞きまして、ブログの内容をちょっと見させてもらって、まず、小樽市の病院問題についての発言内容ですが、この内容がどうも現状とか事実誤認がある、この方が正確に把握していない、どこから情報をもらってこういう発言をしているのかというふうに思って、まことに不可解な感じを受けました。

それで、小樽市が起債して償還が可能かどうかとか、我々が、小樽市が責任を持って起債をして責任を持って返しているわけですから、別に道庁に返済財源を少しくれという話をしているわけではないのですから、この人がこの問題にかかわることがおかしいわけです。道庁がくれるというのなら、それは道議会でどんどんやってほしいのですけれども、小樽市が責任を持って返すわけですから、そういったことで、何の意図があって、何の権限があって内政干渉をするのか。

民主党の会長も言っていましたけれども、確かにこれは内政干渉ですねという話をしていましたから。明らかに越権行為だと私も思います。

したがって、現在、民主党が主張している地域主権に反する行為だというふうに思いますので、これは徹底的にやるぞと。そういう意気込みで池田道議にも言いました。場合によっては、議長のところに行って、懲罰をかけてもらえばいいだろうという話もしましたよ、私は。それぐらい、非常に遺憾なことだと思いました。

○高橋委員

この点については、先ほど話があったように、理事会で話をするようになっていきますので、委員長の下、これは議論をしていきたいと思います。

それでは、時間が経過していますので、1点だけ質問したいと思います。

◎とど被害防止対策事業費について

水産関係の事業ということで、とど被害防止対策事業費について何点かお聞きをしたいと思います。

まず、決算説明書の178ページにあります事業費は148万円となっていますけれども、この内容について説明をお願いいたします。

○産業港湾部次長

この事業につきましては、小樽市沿岸海域に出現するトドによる魚資源、主にヒラメ、カレイでございますが、この資源の食害及び漁網等の被害を防止するため、トドの駆除を委託している事業でございます。

○高橋委員

この148万円の事業費について、過去にさかのぼって、この事業費がどういう推移できているのか、教えていただ

きたいと思います。

○産業港湾部長

ちょっと手元に数字を持ってきていないのですが、道の補助と小樽市と漁業協同組合の寄附という三つの構成で相当前からやっております。事業的にはそう変わってはいないと思うのですが、この事業で小樽沿岸海馬対策協議会に委託して駆除対策をやっていただくということで、ハンター側の人件費の要素といったものが協議会で使われている形になっているかと思えます。

○高橋委員

私も部屋にある予算説明書を調べてみましたけれども、平成 9 年度からずっと同じ 148 万円、それ以前は 175 万円ということで、そんなに大きくは変わっていないです。この対策事業についての内容は今お聞きしましたけれども、先ほど言われた小樽沿岸海馬対策協議会は、どういうメンバーで、どういう打合せをしているのかを教えてくださいたいと思います。

○産業港湾部長

これは、漁業協同組合と小樽市が主体的な構成になっていたと思います。具体的には、その中でお願いしているハンターにも入っていただいたり、漁業者にも要請をしますので、そういった方たちも中に入っていて、いろいろな事業のやり方などを対策協議会で議論をしている、そういった進め方を決めているような形になっていると思います。

○高橋委員

北海道の水産関係の計画を見ると、トドの被害は年間約 10 億円を超えていると書かれております。ちなみに、小樽市としてはどのぐらいの被害額になっているのか、わかっておりましたら御確認をお願いしたいと思います。

○産業港湾部次長

被害額ははっきりしておりません。

○高橋委員

道でまとめているということなのですが、これは市から報告は行っていないという意味なのでしょうか。

○産業港湾部次長

市からは捕獲の実績の報告はしておりますけれども、被害のほうについてははっきりしておりません。

○高橋委員

そうしますと、漁業協同組合との話で、被害額とか被害状況だとかは全然出ていないのでしょうか。

○産業港湾部長

一般論的に、毎回、組合からは刺し網の被害でもって、カレイ刺し網とか本当にひどい状況になります。そういった意味では、通常、1 人の漁師が猟期の間にも何も被害のないときには大体これぐらいあるのだけれども、今回は 1 回、網が食いちぎられて入らなかったという感じの中では、おおむねこれぐらいではないかとか、その状況ということは、意見交換の中でももちろん我々は認識して聞いております。

○高橋委員

これは防止対策ですから、逆に被害補償という話はまた別枠であるということでしょうか。

○産業港湾部長

小樽沿岸海馬対策協議会では補償だとか何かの議論はございません。具体的にだれが補償するのかというのは非常に難しい問題ですので、そのために、一つには対策協議会の事業として駆除という方法で防止できないか。それから、これは長年にわたっていろいろな検討がされておりますけれども、さまざまな形で被害を食い止められないかということが中心になっておりまして、これが市なりその関係の自治体が補償することはないというか、そういう仕組みであると、我々はそういうふう理解をしておりますし、現実にそういうふうになっております。

○高橋委員

わかりました。

それで、防止対策について、ここに事業が載っているわけですが、この効果についてはどのようになっているのですか。

○産業港湾部次長

パトロールにつきましては、塩谷から銭函の全海域をパトロールするわけですが、トドは絶滅危惧種ということで、漁場から威嚇する行為が効果的なものの一つであるという認識なのですけれども、捕獲頭数も小樽海域で年間 5 頭ばかりになっている現状がありまして、なかなか全部を殺してしまうという話にはならないのです。その効果は数字ではなかなか現れないと思うのですけれども、魚資源の保護といいますか、被害防止の観点から、今言った自然保護の観点もあわせて考えながら、漁業者と協力しながら事業を進めていきたいと思っています。

○高橋委員

なかなか悩ましい問題のようですね。絶滅危惧種であれば、単に駆除すればいいという話ではないということですね。わかりました。

では、最後になりますけれども、その防止対策と被害補償も含めて、道に対してどういう要望をしてきたのか、今後、どういうふうを考えていくのか、その 2 点をお聞きして終わります。

○産業港湾部長

補償の関係については、従来からいろいろと苦慮しているところでもございまして、過去にも恐らく、これは道との間ではどうしたらいいのかという話合いとか何かというのはあったと思うのですが、やはり、具体的にそれを税金でやるかとなるとなかなか難しい問題でして、現実的には対応できていない状況なのです。

ですから、今、次長も申しましたけれども、一方では、漁業者にとっては害獣という一つの押さえをせざるを得ないので、何とか被害を食い止めるとか、最小限にしようという形の中で、行政としても現場と一緒にやって対応していく方向しか今のところはないのかと思います。

アメリカとかロシアというのは保護しているのです。御承知のとおり、本当に毎年のように、サハリンの下の方に海馬島というトドという名前のついた島があり、そこに群落するわけですから、それがだっと南下してきて能登半島まで行くのです。その中で漁師は非常に苦慮しているのですけれども、世界的に見れば、むしろこれは、先ほど言いましたように、絶滅危惧種でもあると押さえの国もありまして、大勢もそうなっているのです。その辺が非常に苦慮するところですが、いずれにしても、我々としては、補償という面よりも、できるだけ被害を食い止めるような方法を模索して、そういった意味では、行政、学術研究機関などの意見も聞きながら対応していくべきかというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

○吹田委員

◎建設工事に係る落札率について

最後でありますので、なるべく簡単にとします。

資料要求で出していただいた、建設工事にかかわって契約管財課発注と水道局発注の水道事業会計と下水道事業会計で、契約金額が1,000万円以上発注の関係を伺いたいのですけれども、とりあえず契約管財課発注の建設工事の一般会計と特別会計でお聞きしたいのは、入札方法として条件付き一般競争入札と指名競争入札となっているのですけれども、これを見ますと、指名競争入札の場合、落札率が95パーセントぐらいのところ動いているのです、基本的には。指名はどのような形のやり方をしているのですか。何かルールがあるのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

基本的に、小樽市では条件付き一般競争入札で行うことを平成19年度から原則としております。

指名競争入札につきましては、ある意味、特別な場合、共同企業体とか一般競争入札に適さないようなケースという場合はやっています。

○吹田委員

指名競争入札の関係でこの資料を見ますと、皆さんも見てわかると思うのですが、すべての落札率が非常に高いのです。なぜこんなふうになっているのかということについて、担当している原課ではどのように考えているのでしょうか。

普通ならもう少し下がってもいいのではないかと。95パーセントとか、高いものは96パーセントになっています。これについては、どの程度の方々がグループで参加していらっしゃるのかということを知りたいのです。

○（財政）契約管財課長

指名競争入札におきましても、例えば92パーセントのものもございますし……。

（「それ以外は全部高いのではないですか」と呼ぶ者あり）

ロードヒーティング改良工事では92パーセント、96パーセントというケースもございます。

○委員長

1,000万円以上で聞いていますから、その入札に当たり業者名、業者は何名なのかということだと思っております。いろいろな階級がありますから。

（「今は指名競争入札と書いてある部分について質問させていただいています」と呼ぶ者あり）

○（財政）契約管財課長

先ほど言った指名競争入札において、例えば、舗装工事において、1,000万円以上の場合の指名業者は、10社を指名していることもありますし、例えば、ロードヒーティングの工事においては、電気工事業者と舗装工事業者の共同企業体ということもやっていますので、共同企業体ができてきた会社数、今、手元に数字はございませんが、指名においてはそういう特別な入札方法、業者が特定されるケースが多いので、そのケース、ケースによって指名業者数は変わります。

○吹田委員

今の水道局発注の水道事業会計・下水道事業会計の関係でお聞きしたいのですが、指名競争入札と一般競争入札の関係ですが、ここでもどちらかというと指名競争入札の落札率が高くなっています。なおかつ、一般競争入札についても非常に高い落札率でおさまってしまっていて、これについては94パーセント台が非常に多いです。

問題は、皆さんに配られている資料の中で、落札率の高いものについて10件ほど、各入札の件数、実際に落札した業者とそれ以外の業者の入札金額を出していただいたのですが、大体この差が2パーセントの範囲内ですか数字が入っていないということです。今回出してもらったのは、全部数字が同額ではないですね。ちょっとお聞きしたいのですが、同額で入札された場合、どういう形で対応されるのかお聞きしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

同額の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

○吹田委員

それで、今回出てきた10件について、同額のものはいくつもないのです。94パーセントくらいのは、通常、一つくらいあるのですが、それ以外は全部95パーセントから96パーセントに入っているのです。同額の場合はくじ引きだと今言ったのですが、昨年の実績で、くじ引きは何回やりましたか、全体で。あまりないと思うのですが、あるのであれば何件ありましたか。

○財政部長

ちょっと詳細な資料を持ってきておりませんが、たしか2件ほどあったように記憶しております。あくまでも契約管財課発注の入札に係る部分でございますが、たしか2件程度あったかというふうに思います。

○吹田委員

これは、94パーセントぐらいのところ落ちてきているのだから、私にすれば数字が重複することは十分にあると考えます、普通であれば。金額が、予定価格が明示されますから、94パーセントぐらいに入れたら落ちるということが大体わかります。ですから、重複して、くじ引きが起こることがほとんどないということを皆さんはどのように見ていらっしゃるのですか。これは、入札する方の金額の出し方が技術的に進んでいると考えていいのかどうかということですよ。

○（財政）契約管財課長

契約管財課発注工事につきましては、87パーセント、91パーセントと平均数字が載っておりまして、94パーセントというのは水道局でございます。

契約管財課発注工事につきましては、最低制限価格制度というものをを出してまして、最低制限の数字近くで応募者が重複してくじ引きというケースが2件程度となっておりまして、それより上のところの数字は、昨年はないかと考えています。

○吹田委員

恐らく、この数字は水道局が出してきたと思うのですが、ここで私の質疑に対応される方は、水道局に関するもの場合でも契約管財課で対応されるのでしょうか。10件ほどあるのは水道局です。水道局は、94パーセントという高いボーダーですが、それについて水道局ではどのような感じで考えているのか聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

水道局の関係ですので、私から答えさせていただきます。

まず、基本的に、水道局の入札ですが、先ほど契約管財課長からも話がございましたように、平成19年6月から、予定価格130万円以上の工事につきましては、基本的には条件付き一般競争入札を行いまして施工業者を決定しております。

今回、提出しましたものは水道局分の建設工事一覧表ですが、これは契約金額1,000万円以上の工事の入札結果をまとめたもので、これにつきましては、水道局で適正に入札を執行した上で、委員がおっしゃるとおり、94パーセント台が多いのですが、あくまでも入札結果がこのような形になったものということで御理解いただきたいと思っております。

もう一つの資料で、同じく94パーセント台から2パーセントしか変わらないというお話がございましたけれども、私としましては、競争入札ですので、皆さん頑張っていらっしゃるかと、どちらかというところと落札価格に近い形の率ですか、2パーセントしか変わらないということで、逆に、これが離れてしまいますと、この入札に参加する意味がどうなのかと考えてしまいますので、率が近いのは自然な形ではないかと考えております。

○吹田委員

そういう形であれば、私は、94パーセントぐらいでしか落ちないというやり方はどうかと思います。私は、契約管財課発注の関係の一般競争入札の場合は80パーセントとかなのに、水道局が非常に高いところでやっているのは何かあるのかと思うのです。どこかで何かをやっているのかと感じます。私は、あまりそういう言い方はしたくないのだけれども、これはどう考えても、通常の方がやっている状況にならないと思うのです。なおかつ、この落札において同額で入ってきている人はいないのですよ。10件あって。

契約管財課は2件あったと。それも、最低制限価格の近くであったということをやったような気がするのです。

通常であれば絶対にはないですという言い方です。なかったということですね、たぶん。そういうことは、普通は、たった10万円しか差がないのですから、下手をしたら5万円ですから。それが、必ず数字が違うようになっています。それを疑義に感じるのは私一人かもしれないですけども、私はどう考えても通常な形ではないなど。これなら、競争入札の意味がないと思うのです。だから、例えば2割の範囲でうろうろしているというのなら、それはいろいろと皆さんが努力をされて、自分がとろうと思ってやったのだとわかりますけれども、予定価格の5パーセント程度のところで、ほんのちょっとずれて、それでありながら同額はほとんどないと。これならどう考えても同額になっても不思議ではないと思うのですけれども、実際に発注する側として、その辺のところについて、何かこれからのことで工夫することができるのかどうかということについてはいかがでしょうか。

○（水道）総務課長

先ほど、一つ言い忘れたのですけれども、水道局では昨年、工事名は忘れましたが、同額の入札がありまして、くじ引きで決めたケースが1件ございました。つけ加えさせていただきます。

○（水道）管路維持課長

94パーセントという高い数字のものですが、これは前にも話をした経過があるのですけれども、積算の段階で水道工事で土木工事の違いでは、まず、積算の基本になる基準が違います。水道工事につきましては、厚生労働省の歩掛かりを使用していますし、土木工事につきましては国土交通省の歩掛かりを使っており、その中で、経費の部分になるのですけれども、この部分で率が違うということがあります。直接工事費というのは、当然、直接工事にかかる部分になりますし、経費は業者が利潤を出す部分でありますけれども、その部分に違いがありまして、その部分で業者がそれぞれ企業努力する中で努力をした結果、ちょっと高い率になっているというふうに考えているところでございます。

○吹田委員

我々がこう見て、これは努力しているという感じには到達していないと私は思うのです。そもそも積算について、何か国の示したものとかがそういう数値を使うのだと言いますが、この数値は必ず使わなければだめなものなのかどうか。小樽市として独自にそういうことをある部分で検討しているのかどうか、今後のことがありますので、これについてはいかがなものでしょうか。

○（水道）管路維持課長

水道工事の積算についてでありますけれども、今言いましたように厚生労働省の歩掛かりを使っておりまして、当然、水道局の工事につきましては、補助は入っていませんが起債をしながらやっている中では、起債の完了検査を受ける段階でどういう基準で積算していますかということをお問われますし、そういう部分では、厚生労働省の歩掛かりを基準にしてやっていますという形で、具体的にいきますと、この水道事業実務必携による歩掛かりにせざるを得ないということです。

また、材料等につきましても、鉄管とかパイプにつきましても全国価格があります。当然、北海道価格というものもありますけれども、それも含めてきちんとした見積りは、実勢価格、取引価格が記載されている物価本というものを基に算出している状況であります。

○吹田委員

今、そちらのほうから、北海道価格だと言いましたが、北海道は津々浦々全部統一価格でやっていますか、売る側が。小樽市は買うわけですから。それについて、カルテル方式でやっていますから、積算もそうしなければだめだとなっているということなのですね、今の言い方は。

○（水道）管路維持課長

今言った物価本につきましては、全国の段階で、当然、東京価格とか札幌価格とか沖縄価格とか、そういうものが全部羅列されております。そういう部分では、私どもとしては、北海道価格を採用しているということです。

○吹田委員

私は、そのところがよくわからないのです。例えば、釧路とか根室とか端々の人が何か調達しようと思ったら、こんな状況では当然できそうにないような話です。それについては、供給側が全部同じ価格で出しますということをやっていた気がするのですが、本当にそういう形になるのかどうか。それが、いわゆる積算の見積りに反映されるかどうかと思うのだけれども、その辺については、国が示したいろいろなものについて、起債の関係ではその単価を使わなければ起債が認められないということを書いたわけですね、起債を認めることについて。いかがですか。

○（水道）管路維持課長

そこまでは書いていませんけれども、実際に完了検査を受けるときに、どこから持ってきたという積算根拠は当然必要になってきます。そのときに、例えば今で言う物価本に記載されているのは、全国共通の形で載っていますし、それでないものについては、三者見積りというか、メーカーから見積りをとって、その中で価格を決定している状況です。すべてが物価本というか積算資料なりに記載されていないものがありますから、そういう部分については見積りをとって、きちんとしたところに出すということです。

○吹田委員

今、お聞きしまして、すべてのものがそれに該当はしないと聞きました。それであれば、数字が変えられそうだと思います。積算数字を。それぞれ出すからという交渉があって、どういようにとれるか、入れられるかというものが、そのときに随時見積りをもらえば数字が変わりますから、この数字がずっと変わらないとか、何年も変わりませんか、1年間変わりませんということにはならないと思うのです。それであれば、私は、こういうものの積算について、また、実際の応札する方々の数字に影響すると思います。

そう考えましたら、この90パーセントという形の、特に水道と下水道の関係については、非常に高いところでそのままっています。私は、それに応札した方々の95パーセントぐらいは、いわゆる努力の限度にあるという形で見ているのですか、発注する側のほうとしては。

○水道局長

先ほど課長が話しましたように、水道工事の場合は厚生労働省の経費率を使ったりしています。それから、下水道については国土交通省を使っているのです。ちょっと詳しく言いますと、水道工事の場合の経費率、いわゆる会社のほうで経費として見られるのは最終的には20.3パーセントなのです。

例えば、汚水管の布設と比較しますと、汚水管の布設の経費率は34.8パーセントが経費で見られることになっていますので、それで、今、水道局では積算をしていますから、どうしても水道工事のとれる経費は下水道工事と比べると極端に低くなります。そういう意味では、競争入札をしたとしても、どうしても高いところで、例えば、90パーセントとか85パーセントでやったら経費はほとんど出てこないですから、何のために工事をするかということになってしまいます。そういうことで水道工事の場合は大体95パーセントでどうしてもとどまらざるを得ないという現実が一つあります。

これは、ほかの都市がどうかということ調べたことがありますけれども、国土交通省の経費率を使っている都市と、厚生労働省の経費率を使っている都市があります。それは明らかに入札率で結果が出ていまして、大体、国土交通省の経費率を使っているところの落札率は確かに低くなります。けれども、小樽市と同じように水道事業で厚生労働省の経費率を見ているところは、逆に平均的な落札率は小樽市より高いところもありますし、大体うちと同じぐらいのところもあります。結果的には、こういうことも言えますので、これは毎年私どもでこういう質問には同じ答弁をしているのですが、やはり経費率の違いということで、水道工事については、どうしても九十四、五パーセントのところの落札率が平均化してしまうことを理解していただきたいと思います。これは、高どまりの理由であります。

もう一つは、10万円、20万円の差でいわゆる競争入札と言ったって、それは本当に競争になっているのかという話ですけれども、これは、公正に入札行為をして、結果的にこういうふうになっているということは、それはそれとして受け止めているところですけれども、これもやはり経費率の違いが影響します。20パーセントぐらいしか経費率で見られませんから、それでいくら競争をしても100万円、200万円の差で競争するということにはならない。やはり、10万円単位のところでどうしても競争してしまう、せざるを得ない、利益はほとんどとれませんから。

そういうことで、いわゆるこういうところでの落札率、落札金額ということが結果的に起きるということです。

○吹田委員

私は、この入札については、やはり発注する側はもう少し検討の必要があるのではないかと考えています。

今のそういういろいろな事情等があると思いますが、そういう中で、本来、国が計算するものは、それなりに余裕があるものでつくるのが普通です。だから、全く余裕のないものの範囲にならないような、国のやり方ですから、そういう面では、そういうことを今後、検討していただきたいと思います。

最後に、監査委員にちょっとお聞きしたいと思います。

今回は、決算特別委員会で、一応、こういう形で認定されることになると思います。私も今見た中ではこうだと。

ただし、前回のように後で何か問題があって、平成21年度は大変な問題があったということで、その方々が責任をとるのが普通だと思うのですが、そういう中では、今回は、市の職員の皆さんも含めて、また、退職された方々もそのときの方が責任をとったとなっています。やはり、私は、そういうものについては、ルールとして、かかわった方々に問題があったときは、基本的にその方々が責任をとるべきで、後で担当になった方々が責任をとるという話にはならないと思います。

ですから、そういう面では、私たち議員は市民の皆さんの負託を受けてここに来て、そのものが合っているか、間違っているかを見るわけです。私たちも、そういう問題があれば、責任をとらなければならないと考えているのですけれども、そういうものについて、そのときのことをきちんと責任がとれるように、やはりルールをつくらなければだめだと思うのです。それについて、監査委員から、そういうものについての考え方をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○木下監査委員

今、委員から、責任がどこにあるかという質問ですが、責任がどこにあるかという損害賠償に絡んでくる問題ではないかと私は理解したのですけれども。

（「そういうものもあるかもしれない」と呼ぶ者あり）

現時点において、一応、行政実例や判例等を見ましたところ、そのようなものが出ていないのです、はっきり言いまして。したがいまして、この場でこうしたほうがよろしいという結論的な意見は申し述べられません。

○吹田委員

それについては、私は、やはりそのときそのときに、何かものがあったとしても、時効だからその時の人は関係ない人だという言い方をするのは、私は人としてとても問題があると思います。私は、そういう面では、ここで皆さんが了解をとって何かというのだったら、ここにいる方々がこのことについては責任をとるという形でしっかり市民の皆さんに伝えなければならないと思っています。ぜひそのように、今後の仕事についても、意識を持って皆さんが、また我々もそういう意味ではこういうことをやりながらいきたいと。ですから、こういうものについて、今後、そういうルールについても言っていきたいと思います。よろしくお聞きしたいと思います。

○委員長

平成会の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 38 分

再開 午後 5 時 8 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第15号ないし第26号及び第28号ないし第31号については、いずれも不認定の討論を行います。

本会議で詳しく述べることにして、簡単に何点か問題提起したいと思います。

平成21年度の一般会計決算では、単年度収支で6億2,875万2,427円の黒字となり、平成16年度決算以来の財政赤字を平成22年度中には解消できる見通しを立てました。

市長の提案説明では、黒字決算に至った要因として、職員給与費、生活保護費、公債費などで不用額が生じたこととしています。長引く景気低迷と税制改悪、医療、介護など社会保障制度の改悪で、国民は引き続き生活の苦境から抜け出せない状況にあります。

平成20年度予算との比較で3.6パーセント減額された市税収入が、個人市民税では1.8パーセント、9,400万円をさらに下回ったことから、地域経済の厳しい状況がうかがわれます。そうした中で、国民健康保険料を支払うことが困難で滞納による資格証明書発行、受診抑制への相談が寄せられています。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金など、国の経済対策による財源手だてで住宅行政、緊急雇用が一定進んだことなどは評価しますが、この間の財政健全化に向けた財源対策は、職員給与の大幅削減と、市民サービス抑制、他会計からの借入れがその主な内容であり、平成21年度予算執行もその枠から抜け出るものとはなっていません。

毎年50名に上る保育所待機児童の解消、中小零細企業の経営応援の直貸し制度新設や、国保料引下げへ手だてなど、直接市民生活を応援することで雇用を拡大し地域の経済を活性化していく、限られた財源の中でもこうした政策は待たれていますが、実現していません。

病院事業会計では、既に平成20年度中に退職していた呼吸器内科の医師を補充することを前提にしての過大見積り予算であり、結果として不良債務解消との乖離が大きくなったことを指摘します。

良好な経営状態にありながら、水道料金徴収の民間委託化は、地元業者の排除であり、個人情報保護の観点からも重大な問題をはらんでいることを改めて指摘し、討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第15号ないし第26号及び第28号ないし第31号について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第27号について、採決いたします。

認定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言申し上げます。

当委員会におきまして、付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆さんの御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。